

労働委員会公聴会議録第一号

昭和二十七年五月十九日(月曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 島田 末信君

理事倉石 忠雄君 理事福永 健司君

理事船越 弘君 理事森山 欽司君

理事前田 種男君

麻生太賀吉君 天野 公義君

藤田 弘作君 三浦實之助君

山村新治郎君 石田 一松君

熊本 虎三君 柄澤ま子君

青野 武一君 中原 健次君

出席公述人

日本労働組合総評 長谷部儀助君

議会議法対策部長 中央労働委員会 細川潤一郎君

委員会会長代理 日本専売公 小川 潤一君

社総務部長 全通信従業員組合 永岡 光治君

中央執行委員長 日本経営者団体連 箕浦 多一君

盟労働法規委員長 早稲田大学教授 野村 平爾君

国学院大学教授 北岡 壽逸君

委員外の出席者

専門員 横大路俊一君

専門員 濱口金一郎君

本日の公聴会で意見を聞いた事件

労働関係調整法の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案について

○島田委員長 ただいまより労働委員会公聴会を開会いたします。

労働関係調整法の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法案は、去る十日日本委員会に付託されて以来審査を重ねて参りましたが、委員会が特に本日公聴会を開きまして、三案について、真に利害関係を有する方及び学識経験者等より広く意見を聞くことになりましたのは、申すまでもなく、三案は一般労働問題として国民諸君にとり重大なる関係を有し、かつ深い利害関係を有する重要な法案でありますので、本委員会といたしましては、右三案の審査にあたり国民諸君の声を聞き、広く国民の輿論を反映せしめ、三案の審査を一層徹底せしめると同時に、遺憾なく御熱心かつ豊富な御意見を承りますことができましますならば、本委員会の今後の審査にあたりまして多大の参考となるものと期待するものであります。私は本労働委員会を代表いたしまして、御多忙中のところ、貴重な時間を割かれまして御出席くださったお礼を申し上げますと同時に、各位の忌憚なき御意見の御開陳を希望するものであります。

次に本日の議事順序について簡単に申し上げますが、公述人の人員を勘案いたしまして、公述人の御発言は三十分内外としていただきたいと思います。なお御発言なされる際は、職業と名前を一言お述べになつていただきたいと思います。なお公述人の御発言は午前

午後二時三十分まで、午前午後それぞれ発言終了後委員の質疑を行うようにいたしますと存じます。

これより公述人の御意見を聴取することといたします。日本労働組合総評議会法規対策部長長谷部儀助君。

○長谷部公述人 私はただいま御紹介をいただきました総評議会の法規対策部長としてお長谷部でございます。

私は今回政府の提出した労働関係調整法の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案並びに地方公営企業労働関係法に對しまして、次のごとく考え方を述べております。

言うまでもなく労働関係の諸法律は、戦後日本民主化のために打立てられた最も重要な柱でありました。従つて昭和二十年十二月に制定された労働組合法においては、新憲法の精神を継承するところの相当進歩的なものであつたわけでありまして、ところが、その後主として国際情勢の変化に伴う占領軍の管理政策に基いて、国民の意思というより、むしろ軍命令において法律の改正がなされ、憲法に基く労働者の諸権利が逐次剝奪されて来たというのが実情でございます。その中にあります、もちろん憲法に違反するものではないかとの議論を巻き起したこともあつたわけでありまして、占領下における軍命令の超憲法性がこれを容認して来たところだろうと思ひます。従ひまして、今回独立後において労働法に手を付けるとするならば、まず第一に憲法との関連を十分考慮して、これに

合せるように厳格に修正されなければならぬと考へます。

次に、第二といたしまして、労働法の改正はあくまでも労働者保護立法の立場からなされなければならないと考へます。今次政府の改正意図は、独立後の労働関係を日本の実情に合せるところは、破壊活動防止法の強行制定を初めといたしまして、セレスト禁止法の構想といい、あるいは集会デモ取締法の企図といい、講和後における治安立法の一環としてとられようとしてゐることにきわめて注目をせざるを得ないのであります。労働運動と治安の問題は当然異なる問題であり、これを同一混同視する考え方は、いたずらに労働者の諸権利を圧迫することとなるので、あくまでも避けなければならないと思ひます。

第三といたしまして、労働法のような特殊な性格を持つ法の改正にあたりましては、特に慎重かつ民主的な方法によつて労働双方の意見を聞き、それに基づいて、あくまでも実情に即した検討が行われるべきであることは言うまでもありません。その意味において、政府は昨年十月労働関係法令審議会を設置いたしました。労働公益三者の意見を求め、その答申により法律化を確約していただくかかわらず、この委員会において各側の意見一致せざる問題を、一般の見解に立つて法律化すること、最も非民主的な方法といわなければなりません。もと／＼労働法は労働

の力関係を考慮されねばならないものであります。あくまでも両者の納得の上に立つて、積極的に守れるものとせねばならないのであります。今回の政府案中の営行爲制限に関する問題等は、前の労働法令審議会委員会においても、遂に意見の一致を見ることができなかつた点であり、それはただちに改正することが困難であるという現在の日本の労働関係を反映したものであります。従つてその実情を無視して一方的に立案を企図することは、まづたく労働の現状認識を誤るものであらうと考へます。このような意味においても、このような重要な改正案を提出する以上、きわめて短時間の間に成立させるようなことなく、広く全国の関係者の意見等も十分聞く機会を持つて、審議に當るべきであらうと考へます。以上三つの観点に立つて、以下法案の具体的問題について公述いたします。

まず第一点といたしましては、公務員の現業面に対して団体交渉権の復活をはかつておりますが、これはきわめて当然のことです。前にも申し述べました通り、国家公務員法、地方公務員法あるいは公共企業体労働関係法等は、占領下における特別管理法規でありまして、独立後は当然憲法第二十八條に基いて、その権利はさらに一歩を進めて、職業権に至るまで全面的に復活されなければならないものであると考へます。現在日本の勤労者中、憲法に基く権利を奪われているも

のは、その数約百八十万ほどに達しており、全国組織労働者六百万人に対しまして三分の一にも及んでおるわけであり、まさに憲法第二十八條は空文化してゐるというのが実情であります。これら労働者に対するところの生活保障に關しましては、人事院の勧告は常に無視をされておりました、あるいは仲裁委員会の裁定等も尊重されず、まったく労働者の保護措置が講ぜられておらないことは、今までの経過が如実に示すところであり、昨年わが国は特に求めまして、ILOに復帰加盟を認められました。これは将来わが国が民主国家として国際舞台の中で活躍し、再びその信頼を得る上においては、最も期待されるべきことであります。その上に立ちますと、政府も国民もこの際この国際條約は進んで守つて行かなければならない責任があると考えます。そういう点から考えまして、一九四八年に採択されております條約八十七号、結社の自由及び団結権の擁護に關する條約を見ますと、わが国の公務員の権利というものは、この條約よりはるかに下まわる状態に置かれてゐるのではないかと思われます。特にこの條約第三條におきましては、公の機關はこの權利を制限したては、この權利の合法的な行使を妨げるようないかなる干渉もしてはならないというたつてあるわけでありまして、このような観点からも、やはり大幅な權利の復活をはかるべき改正を要するものではないかと考えます。さらにその業務が公共の福祉に深く關係するからと申しましても、一例を申し上げますと、私鉄の労働者と国鉄あるいは市電の労働者と比較して、その労働條件がどのよう

に違ふかと申しましたが、これはまったく同一状態にあるわけであり、それにもかかわらず、私鉄の労働者は罷業権があり、市街電車や国鉄労働者には罷業権がないという差別的な取扱いは、理論上からもたいへん矛盾しておるところであらうと考えるわけであり、この際後制定された労働組合法のごとく、公共企業体の職員はもとより、特殊な業務を除く国家公務員、地方公務員には、すべて罷業権までも復活し、一切一般労働者と同様に扱ひ、その公共性という観点からは、別に並行して調整制度を考慮すべきであることを望むものであります。

第二点といたしまして、緊急調整制度を採用いたしておりますが、これに對しましては、まったくその必要のないことを申し上げたいのであります。改正法案に示されておる緊急調整の該当要件のような場合につきましては、現行労働法の第十八條第五号に基いても、労働大臣あるいは都道府県知事は、その判断によりまして、労働委員会に對し職權に基く調停の請求ができることになつておるのであります。争議行為といふものは、国民大衆の理解と協力がなくてはならず成功するものではないと致しません。特に公益事業等においてははかりであり、このような実情を考えますと、労働委員会が調停を進めておる間にいたずらに争議行為に突入するような場合は、一般大衆の理解を得ることはなからず困難であります。またこのような調停は成功することはむづかしいものであります。今日の組合の指導者は、このくらしいことはよくわきまえて戦術を考慮いたしております。今までの争

議を見ましても、これは十分に証明できるところでありまして、現行制度で十分であるわけであり、現在でも職權調停はできるにもかかわらず、あえて五十日間争議行為を停止すること、單に組合の争議権の彈圧以外の何ものでもありません。労働者は罷業権を持つて初めて使用者と對等の立場に立つものであります。今までの争議を見ても、争議権を背景としない使用者との交渉はまったく実を結んでおらないのが実情でございます。これははなはだ遺憾とすることではあります。が、日本の民主化が進んでいないためでもあり、特に使用者に強い反省を求めたいところでございます。従つて争議の頂点に至つて五十日間も争議行為を冷却されてしまへば、その間はほとんど争議解決の眞の努力はなされず、いたずらに不明朗な争議気分が長引いていくにすぎないという結果になるであります。争議調整は單にストライキをとめることが目的ではない。早期にしかも合理的に労使の争いを解決することではなければならないと考えるわけであり、しかもこの案では、労働大臣はいつも自由に争議行為を禁止することができるようになつております。その後は労働委員会に持ち込んではしまふわけであり、労働委員会はまたたく政府の下請機關となつてしまひ、本来の自主独立の機能を失う危険が出て来るのではないかと考えます。労使の争ひに對して三者構成の労働委員会があるにもかかわらず、第三者的性格の政府が争議行為の禁止等をもつて介入する態度には、強く反対するものであります。アメリカのタフト・ハートレー法にもこのような調整

制度があるからということをよく言われておりますが、アメリカではストライキ権の保障は憲法の中にはなく、これはすべて法律または政府の政策にゆだねられておることになつております。いわばそれは權利でなく恩典なのであります。恩典であります以上法律や政治によつて制限し、調整することもできるのであります。ところが、日本では明らかに憲法でストライキ権は保障されておるところであり、アメリカの場合とは当然異なるところでござい

第三点といたしまして、公益事業に對する冷却制度は、これを廃止いたしまして、一週間ないし十日程度の争議予告制度を採用すべきではないかと考えます。現在の労働法三十七條に基く三十日間の冷却制度はまったく無意味なものであることは、各關係者のひとしく認めるところでござい、改正案は再び冷却制度を維持しておりますが、この期間十五日は労使の休戦期間にすぎず、ただ争議を長引かせるに役立つのみでござい、しかも労働委員会に調停申請の却下を認めておりますが、これは最も危険な規定であると考えます。自主的な解決のための努力が著しく不十分であると認めたときとしてありますが、今までの経過を見ますと、組合が争議権を行使する直前にならないと、ほとんど自主的な交渉の努力が生れて参らないのであります。それが証拠には、多くの争議は大体ストの前夜あるいは明け方等に解決しておるのが実情でございます。そのようにして労使の力關係が對等にならないと交渉は軌道に乗らないのが実情でございます。改正案のように調停申請が

却下され、いつまでも罷業権が発生しないことになり、争議は長引き、不安定な労働状態が続くことになるわけであり、特に公益事業等は、その性格から申しまして最もすみやかに争議の解決をはかることが必要であり、そのために一週間程度の予告をするにとどめて、全面的に制限を取除くべきではなからうかと考えます。公益事業が他産業と違つて公共性を強く持つておるからといひまして、冷却制度で争議を抑え、さらに第二段として緊急調整で五十日間ストツブし、さらにその上セネスト禁止法を積み重ねるとするならば、これらの労働者は半永久的に争議権は奪われてしまふことになるだらうと考えます。

次に第四点といたしまして、不当労働行為制度の改善を望むものであります。労働關係法令審議会の答申の中にも、全員一致して答申しておるところであります。改正案には若干程度しか見られませんが、もとより、不当労働行為制度は憲法に基き、労働三権の保障に基き設けられておるものと考えます。この点から考えますと、同じく憲法で保障しておる財産権の侵害が犯罪であるように、労働者の權利を侵害する不当労働行為もやはり一つの犯罪であるべきかと思ひます。従つてこれらはきびしく取締らなければならないものであります。現行労働組合法の第七條に定める規定は、いわゆる個々の労働者に對する不利益な差別的取扱ひと、団体交渉の拒否及び労働組合に對する支配介入並びに經費の援助等を形式的に区分し、あまりにも具体的に規定しておるところから、その規定の間隙をねらつて不当労働行為が行われ、救済の

は見のがせないとところでございます。

まず第一には、緊急調整の点であり

く、そのときの事態が緊急であるという、すなわち事態は切迫しているの

取扱うのだ、こういうようになるの

めることが必要なのではないかと思う

制定されました、それ以来取扱つて参りましたのが国の労働委員会は、三者構成によつてきておりますが、その三者構成は相当に成績を上げて来ていると思つております。幸いにしてこの三者構成の国の労働委員会が、相当の成績を上げて今日まで来ておるのでありますから、今回地方公営企業についての立法にあたり、一般労働委員会について一切を取扱うこととされたと同様に、公共企業体につきましても、また現業の国家公務員に關しまして、これを特別の仲裁委員会、または特別の調停委員会というものを持つてではなくして、やはり一般労働委員会をして取扱はせるのが適當ではないか、さらにまたそれに關連いたしまして、労働組合法並びに労働関係調整法は、争議行為の禁止を除いては、これらの面においても適用があるのだという建前をとるのが、適當ではないかと思つてあります。この二点を除いては、あとはきわめて小さな問題になるのであります。ところが、この小さな問題の二、三について少しく私の意見を述べたいと思つてあります。

まず労働組合法第十五條の新しい法案の第三項、第四項でありまして、期間の定めのない労働協約は、九十日前の予告をもつてこれを解約することができるといふのであります。一定の予告をもつて解約することができるといふのは當然置かねばならぬ規定であります。三箇月という期間はどうかと思つてあります。それは一般的に労働協約について考えますと、三箇月でもよさそうにも思えるのであります。が、今労働問題として最も痛切に感ぜ

られます賃上げ問題等の場合に、賃上げ協定は労働協約であるという前提を置かなければならぬ。私の申し上げることはその前提に立つのであります。賃金協定は労働協約であるという前提に立ちますと、三箇月の予告をもつてでない賃上げの要求がでないという形になります。しかし賃上げの場合については、従来も一般労働協約とは別のように扱われておるのだから、労働協約の一般規定の拘束を受けないという解釈がとられるのなら、それはそれでよろしいのであります。しかしながら觀念としては、どうもやはり労働協約といふべきものではないかと思つてあります。もし労働協約であると仮定いたしますと、現行法におきましては、期間の定めのない労働協約というものには有効でないのではありませんが、賃金協定の多くが期間の定めはないので、すから、實際問題として有効でない協定をやつておるのかといふことが出て来るのであります。労働組合法の一部改正の際でありますから、そういう点をばつきりしておきたいといふことになりまして、賃上げの点については、たとえはたいたは五月ですが、五月に賃上げの要求をするときには八月以後の賃上げの要求をする、そうではないとできないといふたようなことでは、実情から見ても大分困るのではないかと思つてあります。そうなるては、賃上げ等については特に例外を設けるか、そうでなければこの予告期間三箇月か、二箇月か、たとえば一箇月、せいゝ二箇月といふたようなことにして、賃上げの場合には来月あるいはせいゝ再来月から、こ

うことにする必要があるのではないかと思つてあります。これは労働協約という觀念の解釈にもよりますが、賃金協定は労働協約の性質を持つておるというように前提いたしますと、たゞいま私が申し上げましたような事情になつておるのであります。

その次に、同じく労働組合法の二十七條第二項に「労働委員会は、前項の申立が、行為の日から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない」とあるのではありませんが、現行法の同じ條文の第一項の方は「使用者が第七條の規定に違反した旨の申立を受けたときは」とあります。この「申立を受けたとき」といふのは、当事者の側から見れば申立てをしたときといふのではないかと思つてあります。すなわちこれを受理と申せば受理と申立てとの間に別になつた何ものもないのであります。もし申立てと受理との間に何か違つたことがありますれば、申立てに一定の條件が加はると労働委員会が受理する。その受理の條件といふものは法律で規定されなければならぬのであります。労働組合法にはそういう点は何にも規定してないのではありません。申立てをするといふことは、労働委員会が見れば、これを受けるといふこととなつて、言いかえしますと、労働組合法の二十七條には特に受理という觀念はないのだ、当事者が申し立てればその審査に入るのだ、その審査が一定の條件に触れた場合には審問を開かないで処理する。そうでない場合には審問を開

てその結論を出す。いずれにしても申立てをすれば労働委員会はこれを受けているのだ、こゝういふように解釈されて、現在そういう取扱ひを受けておるのであります。しかるに今度の改正法案の第二項は、申立てはしたが労働委員会は受けてはならないといふように規定されますので、これは明らかに受理の觀念をここに入れたのではないかと、申立てと受けるということの間に何か違つたことのように規定されております。これはどうも第一項との關係上どうかと思つてあります。第二項は「労働委員会は」といふ主格で書き出しますと、受けることができるのかできないのかといふことになりましようから、そうでなく、申立てをするということができない、こゝういふようにお書き直しされないと解釈上少しくまづらわしいのではないかと思つてあります。

それから続いて第三項であります。労働委員会は、第一項の審問を行う場合において、当事者の申出により必要があると認めるときは、証人に出席を求め、質問することができるといふ「当事者の申出により」という規定がありまします。当事者の申出がないと証人の出席を求めたり質問をすることができないのかといふ疑問を起すのであります。そうでなく、労働委員会の審査の手続は、労働委員会の権限をもつて証人に質問をすることもできるものと解釈されるのであります。その解釈上の根拠等は、少しくくどくなりますが、いろいろの規定を総合いたしますと、当事者の申出た証人だけでなくして、労働委員会が必要と認める証人も、委員会の

権限をもつて、法律用語をもつて言へば、職権をもつてその証人を尋問しておるのであります。おそろく今度の改正法案の第三項はそういうことを言つたのでなくして、証人は調べることはできるけれども、証人に特に出席することを求めるのは、当事者の申出があつたらそれをするのであります。こゝういふことになつて、特に証人の出席といふことに重きを置かれたのではないかと、申立てと受けるということの間に何か違つたことになりましようから、そうでなく、申立てをするということができない、こゝういふようにお書き直しされないと解釈上少しくまづらわしいのではないかと思つてあります。

それからもう一つは労働関係調整法であります。特別調整委員会といふものが今度設けられます。この特別調整委員会といふものも、労働大臣があらからじめ一般的にこれを任命しておかれるようになつてゐるのであります。實際において特別調整委員の必要が起きますのは、労働委員会の委員が具體的問題に當つて、どうしても現在構成してゐる労働委員会の委員では足りないやうに感じて、この事件については特別に何の何がしといふたやうな方に調停委員に入つてもらいたいといふやうな場合が、ほんとうに起つて来るのではないかと思つてあります。こゝういふ場合には、もしこの法案の規定するやうな、労働側は労働組合からの推薦によるか、また使用者代表は使用者団体の推薦によるかといふたことでは、これはどういふ間に合わないものであります。でありますからこの特別調整委員

の委員は、労働委員会の労働側の委員であるならば労働側委員の推薦による、使用者側委員であるならば使用者側委員の推薦により、また公益側の委員であれば、労働委員会の労働側の委員をもち、労働大臣がその必要ありと労働委員会から要求された場合に、委嘱してもらう、こういうふうにしていただくたいへん便利で、ほんとうにこれが活用できるのではないかと。私の意見はこれで終ります。

○島田委員長 日本専売公社総務部長 小川潤一君。

○小川公述人 専売公社の総務部長の小川潤一でございます。ただいままで、前の方々が全体的な問題についてお話になりましたが、私は主として公共企業体労働関係の今回の改正につきまして、二、三の意見を述べさせていただきます。

今回の改正を拜見いたしますと、いわゆる公労法とは内容的には大して違ひはないようでございますが、ただ大きな点は、いわゆる電通事業が一般管理から公社になるという点を契機といたしまして、電通公社が公共企業体労働関係法の適用を受けるという中へ入つて来るわけでありまして、これは公社として入つて来るのは当然であります。それが、それと同時に、いわゆる郵政事業あるいは国有林野、あるいは大蔵系統の造幣事業または紙幣の印刷事業、こういうものも一緒に公共企業体労働関係法で一本に処理して行くというふうに入つて来ております。これはよく考えてみますと、相当の問題があるのではないかと。といいますのは、電通公社の場合は、確かに公社といたしまして、公務員の身分をやめまして、いわ

ゆる公社職員としての身分規制を受けるのでありますから、これは公共企業体労働関係法の適用を受けて処理して行かれるのは当然でございますが、郵政事業あるいは国有林野あるいは造幣印刷という人たちは、公務員のままで入つて来る。実に複雑な面が出て来るのではないかと。といいますのは、公務員でありますと、公務員法の適用がある。片方では公務員法の適用がない。なるほど今度公共企業体労働関係法の修正案を見ますと、公務員にして現業である郵便屋さんとか、あるいは印刷とか造幣という人は、公務員法の適用を確かに除外せられます。しかし、これはその事業全体を公務員法から除外しておるならば、まだ話はわかるのですが、そうではなくて、いわゆる非組合員の管理側面というものは、依然として公務員法の適用を受けている。従いまして、公務員法の適用を受けている者と、公務員法でない公共企業体労働関係法の適用を受ける者と、こういう二つが一つの職場にこんがらがつて入つて来る。これは今後、管理者側といたしまして、あるいは政府として、非常に複雑な問題が起きて、きつと困るのではないかと。ところが、われわれの非常に心配するところであり

具体的を考えてみますと、たとえば公務員でなくなつて、公共企業体の労働関係法の適用を受ける現場の人たちは、おそらく各現場は一緒にになりまして、団体交渉の内容も似て来ると思ひます。そういう場合に、たとえば私の立場にいたしまして、専売公社の労働員というものは、今回の団体交渉の結果、今度六月、十二月にはボーナ

スは全然出ない。それはふだんの方に繰入れたせいもあるでしょうが、とにかく六月、十二月のいわゆる盆暮れの手当はない。しかし片方に公務員法の適用を受ける者がもしそこに混入しておりますと、〇・二ですから、六日分の日給で、ほとんど問題にならない程度ですが、とにかく六日分なら六日分の六月の手当が出る。同じ職場で二つが混入して行くという問題が、きつと出て来るのではないかと。これは管理者側もやりにくいし、組合も統一がとれなくて困るのではないかと。こういう点に気がつくわけでありまして、特にあとで申し上げたいと思ひますが、現在の団体交渉の結果、円満に行かないときには仲裁委員会にかけて解決していただくのですが、その場合に、いわゆる予算上の制限があつて効力を発揮できないというような問題があります。結局政府側としては、その予算を直すときに、一緒に職場に混合しておる公務員の立場を考慮して、その均衡論をまず第一に頭に浮べて、その均衡論をきずらねば、今度意図されたような、その職場に適応した勤務体制なり給與体制をつくらうとされたせつかつの意図が、実質においてはだめになるのではないかと。こういうふうな考えられ

たかどうかというふうに考えられます。おそらく政府としては、郵政事業、紙幣の印刷事業などというものは、公共性が重大であり、また公社として、それ自身の企業意欲とか、企業採算とか、そういうものを中心にものを考えるよりも、公益性優先で行きたいという考えから、公務員としての現在の形に置かれたのだと思ひますが、結果的に、今私が申しましたような複雑な形態が出て来るということは、一応考えなければならぬことと思ひます。

もう一つ、私総務部長として、管理者側として、はつきり申し上げていかどうかわかりませんが、私たちが実際に公共企業体の組合運動といふことが、労働関係で今日まで困つたことを率直に申し上げて、皆さんが政策を立ててになる一つのかたにしたいと思ひます。それは御承知の通りで、公共企業体労働関係法の三十五條ですか、仲裁裁定の委員さんたちが、せつかつ苦労してつくつていただきました裁定の結果が、実際の効果を発揮し得ないというところに大きな問題点がある。これはもう皆さん御承知と思ひますが、われ／＼は、できるだけ経営者と労働者と話合つて、問題を円満に解決して行くということが理想でもあり、現実にもそういう方向に毎日みなで努力しておるのですが、やむを得ないときには、どうしても仲裁委員会に御決裁を仰がねばならないというところになります。その場合に、この公労法の三十五條に「仲裁委員会の裁定に対しては、当事者双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならぬ。」とこまではきわめてつばななんです

「但し、第十六條に規定する事項について裁定の行われたときは、同條の定めるところによる。」という但書がありまして、この十六條には「公共企業体の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。又国会によつて所定の行為がなされるまでは、そのような協定に基いていかなる資金といふも支出してはならない。」とあり、二項として「前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、これを国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならない。国会による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。」というふうになつておりまして、仲裁委員会が三十五條で無理にきめていたことも、事お金の面になりますと、この十六條にひつかかる。確かに労働問題は政治問題じゃないのですから、すべてが金銭の問題にかかつて来ると思ひますので、たいていはこの十六條にかかつて来る。そうしますとこれは予算の修正という問題になります。国会の承認をお求めになること自体がすでに予算の修正になるか、あるいは同時に予算を出さなければいけないのかというふうな問題が出て来ますが、今のところの解釈では、どうも国会の承認だけでは予算の歳出権は認められないというふうな状況でありまして、同時にその国会の承認を尊重して修正予算を出していただくという二段階になつてくるようでございます。これでは実際この法律の目的としたと

ころは、何だか中途はんばになつてい
るようである。せつかく現業の方々に
団体交渉権を認められ、仲裁委員会の
決定に対しては当事者双方とも最終的
に服従せよというようにまでつくられ
たのですから、実際的にそのお金を伴
つてその通りになるように、ひとつ何
かのチャンスにおかえになつた方がす
つきりしていいのじやないかと、率直
に申し上げる次第でございます。昨年
の例によりまして、御承知のように
こういう問題がありまして、この国会
の前で専売公社の職員がハン・ストな
どをやりました、非常に社会的に不愉快
な感じを與えて、御迷惑をかけたとい
うこともございまして、ぜひこういう
問題は法的に上手に解決していただ
きたい。私自身の感じから申しまして、
公共企業体は現在給與額を予算総則で
縛つております。従いましてこれに何
らかのプラス・アルファの団体交渉で
結論が出ますと、すぐこれにひつかか
つて来る。そうすると給與総額がある
から出せないといつて行き詰まつて参
りますので、これは各公共企業体にひ
とつ予備費を設けられまして、裁定が
あつたらばその予備費の歳出権を認め
てやるという包括的白紙委任を予算総
則でされてはいかがか。そういうふう
にいたしますれば、何も法律を直さな
いで、現実問題として解決するのじや
ないか。各企業体の予算総則を提出さ
れるときに総括委任されたらいかがか
か、予備費の中から、裁定があつたな
らばそれは出してよろしいというふう
に、歳出権の総括委任をされたらい
かがか。これはほんとうに私個人の考
えでございますが、そうしたならば大
した問題も起きないで、スムーズにこ

の問題が解決するのではないか、かよ
うに考えております。公共企業体労働
関係係で一番困つておる問題は、率直
に申しますと今のような問題でありま
す。従いまして、そこへまた郵政、電
通、印刷、造幣というものが入つて来
て、同じ悩みがまた繰返されることを
非常に憂えますから、ひとつよろしく
この点立法院の方は考えていただきた
いと思ひます。

以上をもつて私の公述を終わります。

○長谷部公述人 それではただいままで
に公述の終りました長谷部公述人、細
川公述人及び小川公述人に対する質疑
を許します。船越君。

○船越委員 長谷部さんによつと伺
います。あなたのお説なるほどござい
ます。また点があると思ひます。ござい
ますが、ただ私の聞き間違いかもしれま
せんが、憲法において財産権が侵害され
たときに犯罪になると同様に、争議権
が侵害される場合にも犯罪として取扱
うべきである、そうしてその筆法をもつ
て行きますと、このたびの改正法が憲
法に與えられた争議権を特に侵してお
るような印象の御所見があつたように
思ひます。ところが私考えま
すのに、財産権も結局公共の福祉とい
うわく内で認められておる、だから財
産権が保障されておるの、やはり公
共の福祉の範囲内で認められておつ
て、そこで侵されたときにこれを保護
するということになつておる。争議権
も財産権と同様であつて、公共の福祉
の範囲内で侵された場合にはこれは守
らなければならぬ、こういうふうには
私は考へる。その点が、ちよつと聞き
間違いかどうかで、あなたのお考えが
少し違ふのではないか、こういうふう

に思ひますが、その点いかがでござ
いましょうか。

○長谷部公述人 お答え申し上げま
す。確かに財産と労働三権の問題につ
いては、公共の福祉という制限があり
ます。しかしながら憲法の二十八條に
書いてございまして労働三権の保障につ
きましては、ただちにその條項には公
共の福祉云々という條項は見当らない
わけでありまして、二十九條の財産権の
点につきましてははつきりその條項に
ございまして、これはその前の憲法條項
で、一般的な問題として公共の福祉の
制限をうたつておるわけでありまして。考
えますのに、現在の労働者の置かれて
いる状態といひますか、生活の保障と
いうような問題につきまして、やはり
日本の憲法は二十五條で保障をするこ
とになつておるわけでありまして。しか
しながら現実には公務員あるいは公共企
業体の職員でございましてとか、あるい
は公益事業という特殊な争議制限を受
けておる労働者に対しては、それでは
争議権の抑制を受けておるほかに、生
活の保障が何かの方で別に保障されて
いるかといふことを考へますときに、
これは全然見当らないわけでありま
す。こういう点に立ちますと、明らか
に労働者の生活の保障といふものは、
やはり職業権を背景にしてみずからつ
くり上げなければならぬといふよう
な制度に大体なつておるのではないか
と考へられるわけでございます。こう
いう点に立つて、單に公共の福祉とい
ふ観点からのみこの労働者の三権を侵
害して行くといふ考へ方につきまして
は、これは公共の福祉といふものが、
やはり日本の財産権とこの労働三権の
対等な保障の立場に立つて初めて公平

な公共の福祉が出て来るわけでありま
して、そういう点においてバランスが
欠けるのではないかと私は考へておる
のであります。こういうことから申し
まして、今回の改正におきまして
は、特に私先ほど公述いたしました
うに、公共企業体あるいは国家、地方
公務員法それ／＼占領下の特殊な管理
状態における立法でございまして、こ
れをこの憲法に合わせるように修正
をしていただくことが、やはり合理的
な改正の方法ではないかというように
申し上げたわけでございます。

○長谷部委員 森山君。

○森山委員 長谷部さんにお伺いま
す。先ほどあなたのお話によると、今
回の労働法の改正をもつて、治安立法
強化の一環として理解されるようなお
話であります。事実でありますか。

○長谷部委員 事実であるとする、去る一月二
十三日の総評幹事会で審議決定を見た
うのがあります。それによりますと、
春季闘争のねらいどころは、再軍備反
対闘争に集約することを前提として弾
圧法規反対をかざして闘うことにある
といふのであります。従つて労働法規
の改正は彈圧法規である、従つてこれ
に対して闘うとあなた方は言うのであ
りますが、これに対して闘うことが本
旨にあるのではなくて、あなた方の春
季闘争の本旨は、再軍備反対闘争とい
う政治闘争に彈圧法規反対闘争とい
うオブラートをかけたものにすぎない
じやないでしょうか、その点について
伺ひたいのであります。

○長谷部公述人 お答え申し上げま
す。私は本日政治論争をやりた参つた
わけではありませんが、その点につ

ましてはこのように考へておるわけ
であります。ただちに私もこの労働
法の改悪という問題につきまして闘争
をすることは、再軍備反対といふもの
と並行的にやつて行くのだという考へ
方は、非常に形式的な見方ではないか
と思ひます。現状におきま
して、治安維持法としての破防法であ
りますと、あるいはデモ取締法であ
りますと、あるいはセネスト禁止法
といふものの構想の出發、あるいは労
働法のこのような強い争議制限とい
うものが、なぜ出て来なければならな
かつたかという背景を考へてみますと
きに、やはりこれは日本の再軍備をし
ようとする方向が、こういうものを必
要づけて来たところのゆゑであるの
ではないかといふふうには考へられるわ
けであります。しかしながらそうかと
いひまして、ただちに私どもは再軍備
反対であるといふことにおいて、スト
ライキをもつて労働法改悪反対に結び
つけようといふ形式的な考へ方を持つ
ておられるわけではございません。現実に出
ておられる労働法の争議制限、これ
はわれ／＼の生活保障とただちに結
びつくものでございまして。たとえば破
防法の制定につきましても、これは労働
組合の権利、労働組合の存在さへも
非常に危うくする内容のものである。
これはわれ／＼の生活の保障といふも
のと、厳密な意味においてただちに結
びつくわけでございます。こういう点
について闘ひを進めておるわけであり
まして、ただちにそのような政治目標
を掲げて闘つておるというふうな考へ
の仕方は、非常に形式的な考へ方にな
るのではないかとこゝに考へられ
ます。

話を伺いますと、緊急調整について現在の改正案は要件が非常にルーズになっているという御見解であります。すなわち発動の場合について、公益側委員の答申のように「争議の解決が困難

であり、かつ放置すれば国民生活に回復すべからざる損害を與える緊急かつ現実の危険がある場合」というふうに嚴格に規定しておる。そしてまた緊急調整を開始するについても、内閣総理大臣の請求による、しかも中央労働委員会の決議によるというようなことである。今度は労働大臣だけという専断的なものになっておるが、こういうようなやり方じやない方がいい。今度の改正案は、緊急調整を発動するにしても、要件がルーズ過ぎるという御見解と拜聴してさしつかえありませんか。

○細川公述人 私は緊急調整の発動に、労働委員会の決議という審議委員会の公益委員の意見、そこまでは申さなかつたのであります。労働大臣の所管でなく、内閣総理大臣の所管とすべきでなかつたか。それから発動の條件としては、その文字通りの必要はないと思うのですが、緊急ということがどう

○森山委員　ですからあなたのおつしやるのは、緊急調整の発動要件を、改正法案よりもう少し厳格に規定したらよいという御趣旨である、こういうふうに乗つてよろしゅうございますか。

○細川公述人 その通りであります。

○森山委員 そこで、先ほどあなたのお話の中に、こういう緊急調整は、純労働問題以外に、労働問題でも他の要素が加わる場合があるから、こういうような緊急調整が必要だというようにお話をあつたと思うのです。他の分子等を含む場合もあなた御想定になつて、緊急調整をお考えになつておられるのであります。そうすると、この他の分子とは、今日の時期においては治安上の問題ではないか。治安上の問題の場合に、こういう緊急調整をやつておいて、さらにゼネスト禁止法といったようなものを置くことが、労働運動の推移から見て適当と思われるかどうか、ちよつと御所見を承りたい。

○細川公述人 経済問題と政治問題とがからんで起きて来る場合において、これを解決するのに経済問題、労働問題として取扱つて解決ができるのならば、その面の解決の方法もつくられていいのじやないか、こういう意味で緊急調整そのものには私は賛成をいたしております。

○島田委員長 前田補男君。

○前田(種)委員 細川さんに今の点で重ねてお聞きいたしますが、現在の状態のもとにおいては、この程度の緊急調整はやむを得ないという意味での賛成のような御意見でございます。但し今提案されておるこの法案は、相当濫用されるおそれもあるから、この内容のある程度修正してもらいたいという御意見でございましたが、もし修正ができなくて、原案が通るという場合でも、緊急調整の内容はやむを得ないというところで賛成されるのか、あるいは

その場合は濫用されるおそれが多分にあるから、反対というふうな態度になられますやう、その辺の御意見を承りたいと考えております。

○細川公述人 法案通りの文言を用いました緊急調整が置かれると置かれないうちは、どつちがいいかという御質問でありますれば、私はやはり緊急調整が定められた方がいいと考えています。

○前田(種)委員 今まで現実に行われていたろ／＼な国内の情勢から見ますと、ゼネストその他の問題等があるいは行き過ぎたという批判もあります。その反動として、何とかして緊急調整にすがられたいという禁止法を考へるということになつて来ている一半の事情もわかるわけです。今の改正案のような案が正式に法律化されたあつたきには、今度は逆に使用者団体の方が非常に強くなりまして、事実上争議がやれないというこのために、中労委の皆さんがあつせんされても、なかなか労働問題の問題が安決されないという逆な結果が今度は生れて来るといふ心配も強くなるわけです。そういう点等から考へてみますと、やはり労働組合にはスト権を與えて、対等の立場において労働関係が円満に安結されるような道が講ぜられることが理想に近いこととございますが、なか／＼そうは行かないというので、緊急調整が講ぜられますが、原文にありますやうな、公益事業に限らず争議の規模あるいは特別の性質の事業等というように幅広く解釈されますと、国民生活に影響しない事業はないというふうな結論が出て参るわけです。さうになつて、この條項が活用されるということになると、今までと逆な結果になる。それか

ら予測される問題は、労働組合の非法化という問題がまた生れて来ると私は考えます。この問題が相当心配になつて来るのです。要するに当然行われるところの争議権が制約されるという結果から、しかも使用者が相当強腰で出て来られます反動として、労働組合の非法的な争議行為が生れて来るといふことになると、これは今後の国家産業の再建あるいは社会秩序の維持から見て、新しい今日予測せぬ問題が惹起されるということに非常な憂へますが、この点に對して、公正な立場におられますところの細川さんの御意見を、もう一度承つておきたい。

○細川公述人 純粹の経済問題あるいは労働問題だけで、この緊急調整の発動を見るということ、けだしまれであらうと私も想像するのであります。ただししかしゆるいスト、ことに一般的のスト、ゼネストといったやうな問題になりますと、これが政治的意味を含むもの、また経済的、労働問題の的の意味を含むもの、それが区別のできないやうな形において行われることもあり得ることではないかと思つております。そういう場合にただちに政治スト、そつちの面からだけ解決する方法はあるけれども、労働問題として、経済問題として解決する方法がないといふのはどうかと思つております。

と申しますのは、純粹な政治ストであれば、労働委員会へ調整を持ち込まれたい。労働委員会が扱ひようがないのであります。しかし労働問題を含み、経済問題を含んでおれば、その経済面、労働問題を調整することによつて、ひつきやう政治上の意味を含まないで、おるストも解決するといつたやうな

ところへ行く可能性のあるじやないか。その面から見て労働問題として扱われる緊急調整が必要じやないか、今日の情勢から見れば、私はそう考へるのではありません。それから、この緊急調整に付するの決定に對しては、行政訴訟というやうなものが起き得ることになるのではないか。これも法律上どうなりますか重大な問題であります。なるのではないかと考へられますので、そこで、法案では労働大臣が決定であります。調整に付するの決定は内閣総理大臣なり労働大臣がこれを扱われて、そして付せられた調整は労働委員会がこれを扱うことがいいのじやないか、こういうふうに考へます。

○前田(種)委員 もう一点お尋ねしておきます。そういう重要な争議はたいがい中労委のある程度のあつせんが事前になされて、そうしてストに入るか入らないかというやうな大事なこと、労働大臣が本法を發動するということになると思ひますが、問題は労働大臣の職権で發動されるところに多分に濫用のおそれがあるし、その濫用されるというのを受けて、今度は使用者団体が多量に濫用されるやうな場合が多量に予測されるのです。この濫用を防止するといふ意味においては、少くとも中労委がある程度労働大臣の職権を抑制して意思表示をする、あるいは政府側は中労委の意見を聞く、そうすればある程度濫用が緩和されるのではないか、中労委関係のやういふ意見も出て来ておりますが、もう一度その点に對する御見解を承つておきたいと思ひます。

○細川公述人 この緊急調整の発動に

は、十分慎重に考慮していただきたいと思つておられます。従つて法案の内容も、できるだけ條件を重くする必要があるといふことは先ほど申し上げたのであります。しかしこの法案通りで通過するとかに仮定いたしましたとしても、その緊急調整に付するの決定に對しては、行政訴訟の判断も受けるやうな道も法律論としてあるのだと思ひます。これを濫用するといふことは、政府としてもまた使用者側としても考へられないのじやないかと思ひます。この行政訴訟がこの決定に對して許されるということ、よほど政府及び使用者側を慎重にさせる役に立つと思つております。

○島田委員長 柄澤と子君。

○柄澤委員 細川公述人にお尋ねしたいのでございますが、公述人は先ほど、公共企業労働関係その他を一般労働委員会ではなく、別個の仲裁委員会取扱つて行くといふのはまづい。これをやはり権威のある大きいものでやるべきだといふやうな話があつたと思つてございまして。先ほど長谷部公述人からお話になりました、主張されるべき問題の中心になつておりました主張は、占領軍管理下の労働法の改正その他を、これは一切元にもどして、日本の憲法の精神に基いて改正すべきだといふ御趣旨だつたと思つてござい

ます。ところが細川公述人の公述を承つておきますと、これは部分的な改正だ、大したものじやないといふやうな観点にお立ちになつての御公述のやうに承つたのでございまして。仲裁の問題でお触れになつておりますやうに、もし別個の委員会ではなく、一般の労働委員

会

会で取扱うべきだというお考えの底には、やはり公共企業体関係というように、占領管理下の一つの方式としてやられた取扱いを全部元に戻すべきだというものにもつながっているように、またそれがやられない限り仲裁裁定の方だけを別個に取扱いしても、これは、問題が解決しないのじやないかと私は思うのでございますが、その点につきましてはどういうふうにお考えでございませうか。つまりワグナー法とかソビエトの法律なんかでは、特にソビエトでは、統一いたしまして一般の労働法での取扱いを確立しているわけではございません。ワグナー法の場合には別な取扱いになつておりますが、そういう点で、部分的な小さな問題だというふうなお考えは、どうも四月二十八日、どんな議論であろうと、講和発効後のたゞいまの法律改正についての公聴人のお考えとして、ちよつと納得いたしかねるのでございます。その点につきまして、仲裁委員会の改正とからみまして、ひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○細川公通人 本案の改正が部分的になつてゐるので、私は部分的の改正になつてゐるから、それでは部分々々からただちに私の考えを申し述べますと申しただけなのであります。だから今回の改正がつまり改正だ、小さな改正だとは、私は申し上げなかつたと思ひます。それから占領下における法律は、独立したんだから、全面的に改正しなければならぬという立場から、私は申し述べてゐるのでもないのではありません。但し委員会制度の問題になりますと、この改正の際において、すでに地方公営企業については一般労働委員会の取扱いということになつてゐるのだから、公共企業体においてもまた現業国家公務員の取扱いにおいても、一般労働委員会に扱わせる方がいいのではないかと。これは地方公営企業体について新しい法律ができませんでも、実はその主張は私が平素から持つてゐた考えなのであります。この意味においては、先ほどお述べになつた小川さんのお考えと大分違つてゐます。公共企業体を取扱うところへ現業国家公務員が入つて来ては何かおかしつたかのように小川さんはお述べになつたのですが、私の考えはそれとは逆なのであります。全部を一般労働委員会に扱ひしむべきではないか、また全面的な労働組合法、労働関係調整法は適用する。しかしながらその中から争議行為の禁止というものは、地方公営企業の法律にもありますように、やはりこれを除いておけばそれでいいのではないかと、こういうふうに考へてゐるのです。

○柄澤委員 政府の方で新しい改正や、治安立法などをいろいろ考へておられる根柢になつておられるのは、労働者の戦後興えられまして基本的な権利の確立を占領軍の力で押えて来た。しかしそれを押えることができなかった。それに對して三百二十五号とか、二百一十号という政令がなくなつて、事実上破防法が出るまではあらゆる彈圧がやれない。私どもの委員会などでも、改進黨やその他の委員の御質問の中には、もし今労働者が自分の生活を守り、日本の国の独立を守るための大きなゼネストをやつたら、政府はどうして押えるんだ、押える法律がないじやないか、今やられたとして何も取締る法律がないじやないか、こう言つて、労働者のスト権をどうして押えるかということでも汲々としてゐるのが現状でございませう。それに對して細川公通人は、緊急調整は必要だということをしきりと先ほどから御主張になつておいでになるようでございませうけれども、このことはあなたの方の中央労働委員会という機構、これが法律的にやはり労働者の権利を守り、生活を守るために、日本の合法的な国会という機関で確立されてゐたのに、それを否定するようなことを御自分でおつしやるように私どもは承れるのでございませう。その基本点になつてゐるところは、どうも今日の御説明では納得が行かないのでございませうけれども、なぜ労働大臣では足りないか、総理大臣の命令によつても緊急調整をやらなければならぬか、労働者の経済ストでも緊急調整をやらなければならぬか、御主張がどこにあるか、それを憲法を改正しなくてもやれるのかどうか、この点につきまして權威ある労働委員会、しかも会長代理としておいでになつた細川さんの御答弁を承つておきたいと思ひます。

○細川公通人 先ほどから述べておりますこととかわつたことを申し上げるわけではございませんが、この緊急調整の発動される多くの場合は、おそらくは政治的意義を持つたものとまぎらわしくなつてゐる場合であらうと思ひます。それからまたこれを発動するのにつきまして、やはり公共の福祉というところからこの制限が出て来るのでありますから、できるだけ條件を重くして、そしてまたその取扱いについても、ただ労働行政を所管する労働大臣でなく、国民生活全般の面からこれを考える必要があるだらうという意味で、内閣総理大臣が扱うべきではないかと。ですから取扱いについてはできるだけ慎重に、いやしくも公共の福祉に反するようなことがあつてはならないのだ。濫用は許さないのだ。慎重に取扱つてもらいたい。しかしながらそうやつて取扱われる上においては、緊急調整は今日の事態や必要だ、こう私は考へるのであります。

○島田委員長 柄澤君、大分時間が過ぎましたから、簡単にお願いいたします。

○柄澤委員 私のお尋ね申し上げましたことは別にお答えであつたように思ひますのでございませう。それは何べんも先ほどから承つておるのであります。でも、もちろん公共の利益を守るために中央労働委員会というものがあつたと思ひますのでございませう。それを御自分で否定なさるような御発言があつたことに對しまして、私は御意見を伺つたのでございませうが、御答弁が同じであれば、これ以上御答弁願わなくてもけっこうでございませう。

○細川公通人 同様であります。

○島田委員長 熊本虎蔵君。

○熊本委員 細川さんにちよつとお尋ねするのですが、先ほどから緊急調整は現状においては一応必要であらうというお話でございました。そこでお尋ねしたいことは、たとえば従来ありました十八條の調停による冷却期間を十五日にする、さらにこれに却下権を與えた理由は、結局三十日間の冷却期間を置いて、その原因がどこにある

つたかは知りませんが、いずれにいたしましても、争議権の発生したその瞬間でなければ問題が片づかない。だから従来は罷業権獲得の方法として調停申請がなされるくらいがあつた。従つてこれを却下する制度を設け、それから三十日というものを十五日に減らすという十八條の改正條文が出ておるのでございませうが、それと對照いたしまして、あらためて五十日間の冷却期間を置いたといつたとしても、その間やはり労働者がくすぶつて、そうして真剣なる解決の論議がかわされることとなる。結局は長い間紛争が継続するにとどまる。結論としては、どうしてもそこへ来る。そこで第十八條の改正とにらみ合せて私は非常に不安があるわけですが、御経験の上からいかがですか。

○細川公通人 たゞいまの御質問であります。が、まづこの問題は因つた問題なのであります。これは現行法にいたしまして、三十日の冷却期間の立法の趣旨は、決して争議権獲得のために労働委員会へ提訴するというような趣旨のものではなかつたと思ひます。たゞどうしても当事者間で解決のつかない場合には、ただちにストに入らないで、とにかくも労働委員会へ一応は持ち込むのだ。ちよつど労働協約を結ぶ場合においても、平和條項を入れます。その平和條項を法律が規定したにとどまると思ひます。ですから立法の趣旨のように運用されて行けば、現行法のままでけっこうでございませう。三十日を十五日に短縮しただけでもけっこうだと思ひます。ありまして、却下し得るというふうな條項はいらないと思ひますのであります。

しかるに実際の場合として見ますと、とにかくスト権を一日も早く獲得するためにこの提訴が行われる。こういうことになったのでは、当事者間において労働問題を自主的に解決するという能力をいつまでも養成できないのであります。自主的解決の能力はだんだん薄らいで来て、そうして労働委員会の手を借りなければ問題は解決しないという、まことにその弊害を助長するのであります。この弊害をどうや

つたらいいか。三十日の現行法のままがいいならばつこうです。今度法案に現われておりますか、この場合に却下し得る、こういう規定を置かしても、おそらくは労働委員会は却下というのを空文に終らしてしまいうらうと思つてあります。ですからこの條文にはあまり重きを置く必要はないのであります。非常に反対が強いけれども、却下の点は除いても私はいいと思つし、あつても實際はこれはおそらく活用はいたします。現に労働法の十八條の三号ですか、労働委員会において必要ありと認めたときはという條項がついてゐるにもかかわらず、提訴されて、必要なしとして労働委員会が決議した例はわが国にないのであります。それと同じことであらうと思つてあります。あまり私はそこを重く考へていないのであります。ただ公益事業に關しましては、ただちに争議に入らないで、一応は労働委員会へ持ち出して承てもらうという意味において、冷却期間がある。この意味で、長谷部さんの先ほどの御意見と少し違ふのでありますけれども、とにかくにも一応は労働委員会へ持ち込んでもらひたい、こういう意味で冷却期間というものは私はやはり養成するのであります。

○熊本委員 たいまお答えを聞いておりますと、どうしても罷業権獲得のために労働側のみがそういう形において真剣なる交渉に入らないとおつしやるのですが、私の考え方からすれば、いよ／＼罷業権があつたら発生するのだという瞬間に物が収まつておるといふことになりまして、それはその間に論議された條件より必ず経営者の方が多く出して解決をしてゐる。だからそこまで行かなければ経営者が出さないものであるから、やむを得ず労働者は罷業権の獲得を急ぐ、この意味において私はこの五日間の冷却期間を見て、いよ／＼争議をやられては困るというところでもまた経営者が出して、それで物が片づく。そうすると、その五日間が百日間にならうとも、その間くすぶつて、労働間における正常な労働行政、生産従事ができないだけ損ではないか。これは過去の例で――私から言つて、私も労働運動に籍を置いておりますから、何かへんばに聞えるかもしれないが、實際御体験になつておる細川さんが一番よく存じだと思つて。そこで時間もありませんから続けて言いますが、今度の労働法の改正に關する限り、ことごとくこれは規制文がついておりますが、この規制、罰則に至るまで、それはことごとくが労働関係に關する規制であり、罰則であるのです。それについて細川さんは何もお触れにならなかつたのです。それが、それならば、独立後の日本の経営者の方が、正常なる労働行為について、特に日本の産業経済の発展のため

に、自我を捨てて誠心誠意やるのだ、そういうもんぢやなくの起るのは労働の方ばかりが悪いのだという観点に立たなければ、もちろんこういう改正は出て来るわけはないのです。そこで私はお聞きしておきたいことは、細川さんもやはりそういう御体験によつて御意思があるのか。一方にも行き過ぎがあつたことは事実でありましよう。ですからある意味において、講和後ことごとくは悪いといふことは求められる節があるかもしれない。しかしながらその反対側であります。経営者側の傲慢な、争議さえやらなければどんなにでも逃げて行こうというふうなこの態度を、せつ／＼の労働法で規制することなく、強化することなく、これをや

つて行けばうまう行くのだというお考え方は、あまりにもどうかと私は思ひますが、悪いやつは徹底的にやる、こゝろしまいは追ひ込められて答弁されておる細川さんの方のお考え方を、一応お聞かせ願へば幸ひだと思ひます。

○細川公述人 いろいろ御質問であります。冷却期間の問題と緊急調整の点につきましては、私が先ほどから申し上げた以外には申し上げる点はないのであります。ただし、私はどこまでもこの問題を純粹の労働問題として考へて行きたい。そうして他の分子とからんで起きた問題も、その中から労働問題として取上げて考へる。こういうことで、どこまでも純粹の労働問題として考へております意見を述べただけであります。

○中原委員 細川さんにちよつとお伺ひしたいのですが、いよ／＼御公述の

ありました中で、だれもが気がついた点でございまいしやうが、緊急調整のこゝろについて、その必要性をお認めになられたと思ひます。ところでこの問題を考へるときすぐ問題になるのは、最近の政府のいよ／＼な立法措置が、何か労働運動を特に対象として、これに對して治安的な措置を講じて行くといふ傾向が非常に露骨に出たようにお思ひにならないでしやうか。この点についてどのようにお考えになりますか、伺ひたいと思ひます。

○細川公述人 私はたいまお申しましたように、純粹の労働問題として問題を考へて行きたいと思つております。私が先ほどから述べておりますことは、どこまでも労働問題として考へたことにとどまつてゐるのであります。

○中原委員 労働組合が最近ストライキその他の団体行動の方法をとつております。そこにはもちろん一つのよつて立つ根拠があるわけでありまして、たゞ事を騒がすためにやつておるのではありません。純粹な労働運動に關する場合といふことでありますが、それならばこのような場合にはどうお考えになられますしやうか。たとえば労働者が今まで確保しております一つの労働條件を低下させるような、あるいは労働條件の維持を危ぶませるような、そういう法的措置が、政府から提案されま

した場合は、労働者はこれをただ手をとこまねて見ておるわけには参りません。そうならば労働者は何と申しまして、今までの既得権としてせめてそれを守らうとする行動を起すわけ

です。それがたとへば立法措置に對する反対行動になるわけでありまして、

○細川公述人 たいまお尋ねのような場合であります。使用者と労働組合との間においてその問題の解決がで

きるか、また緊急調整を決定されて労働委員会に持ち込まれますが、労働委員会がこれをどう扱ひ得るかという問題にもなつて、これらの問題を考へますと、どうもたいまお尋ねの問題は労働問題ではないという結論になるのではないかと私は思ひます。

○中原委員 それでこの労働問題、いわゆる経済問題と政治問題の境界が實際はちよつとつけにくいことになるのです。法的な措置で労働者の労働條件が低下せられて行くといふことになりまして、これは労働者の生活権を脅かすことになりまして、労働者の生活権を脅かすといふことは、ひつきやうするに労働者の経済問題であります。もちろんこれは直接的に資本家、経営者を対象としての交渉でありませんけれども、その措置が経営者の主張をい

は裏づけして行くといふ方面からま

つて参ります。そこでこの経済と政治との境界は実にあいまいになるやうな條件下に、今、日本の労働階級だけではなく、すべてが置かれておるわけ

です。そこでこの線までが経済問題であり、これからは政治問題であるといふことは必ずかしわけです。そういうことであります關係上、やはり労働關係に携わる人は、どのような部分におかれても、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

開されて、この点については十分公

はないか。それは何かと申しますと労働者が団結をいたしまして、みずかから生活の保障を求める以外にない。これは団結権であり、団体交渉権であり、争議権である、こういうことになると思います。そういう建前から申しますと、今申し上げましたような百八十万に近い労働者諸君が、せつかく憲法で保障されている権利を制約されて、その隙にあつて何ら生活保障という法的な措置が講じられない、これは明らかかに憲法からいつても正しい措置と言えないのではないか、こういうことを私は申し上げたわけであります。

○倉石委員　もう一言それではお尋ねいたしますが、船越君のお尋ねは、国民が自由を主張する前提としては、常に公共の福祉ということが先行しなければならぬのだ、それが日本の憲法の精神だというのが、そこで公共の福祉を尊重しなければならないのだが、今日の労働者はその憲法によつて保障された生活する困難なのであるから、その人たちが争議をやる、憲法上保障された争議権を發動するということとは、公共の福祉に優先するものであると解釈してもよいと思ふりますか。

○長谷部公道人　公共の福祉という概念につきましては見解がいろいろあるかと考えます。しかし私も考えますところの公共の福祉というのは、やはり財産権を憲法で保障し、その侵害ははつきり刑法、商法その他で罰せられております。これは私有財産というものを明らかに国家が守つて行くならば、当然労働者の生活を保障する諸権利も平等に守られて行かなければならない。これが対等の立場に立つてこそ初めて公共の福祉ということであらう

と考えるのであります。この点において片方の財産権の保障だけは確実と守られてゐるが、しかしながら労働三権の方の勤労者の保障の点については欠けるところがある。こういうアンバランスの形において公共の福祉という存在はあり得ないのではないかと考えます。やはり憲法に基くところの権利の保障は、平等に認めて行くところに正しい公共の福祉があるのではないかと考えるわけでありませう。

○島田委員長 公述人の方々はまことに御苦労でございました。
それでは午後一時半まで休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

午後一時五十九分開議

○島田委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

全通信従業員組合中央執行委員長永岡光治君。

○永岡公述人 ただいま御紹介いただきました全通信従業員組合執行委員長の永岡光治であります。ただいまから労働関係調整法等の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法案及び労働基準法の一部を改正する法律案について公述人としての私の意見を申し上げます。第一に断つておきたいと思うのであります。公述人の顔ぶれを拜見いたしますと、大体私の受持ち分野は、主として公営企業関係の職員を代表しての意見及び国家公務員を代表しての意見を吐くことが適当かと思ひますので、そちらの方に重点を置いていただきます。御承知のように昭和二十三年の七月

御承知のように昭和二十三年の七月

に、占領政策に基きましてマッカーサー書簡が出、ポツダム政令が出ました。国家公務員法等の改正がなつて今日に至つておりますが、先月四月二十八日に講和が発効いたし、占領が終つた現在においては、これらのマッカーサー書簡に一切無効なるものとして、その上に立つて考えるべきであるということを主張したいと思ひます。つまり、この点から考えてみますと、まず第一に考えられますのは、当然国家公務員といへば憲法の第二十八條で規定されている労働者の基本的な権利が與へらるべきであるというところが、この法律の中にすべてを通じて現れていなければならぬと思ひます。労働法規の改正がなされなければならぬと考へておりますが、拜見いたしますと、この三つの法律案の中では、そういうものはごく一部にしか出ておりません。最も望むところの基本的な権利は何らうたつていないというところを、非常に残念に考へる次第であります。私も国家公務員の立場で考へますと、なるほど国家公務員法というものがありまして、この法律に基いて私どもの労働条件なり身分を保障されるように規定してあつたはずではあります。現在の運用から見れば、マ書簡が出た当時のねらいは、この国家公務員法によつては、どうも実施されてないといふことが、現在私どもが国家公務員に對しても労働三権を返してくれと強く主張するゆゑんであります。御承知のように、人事院は民間の賃金状況と比較して勧告をすることになつておりますが、勧告がそのままいれたためしは一度もありません。しかもわれ／＼国家公務員に對し

ましては争議権は否定されております。そして争議権が否定されているために、待遇改善というのであるならば、それは国会の審議によつて、そこで君たちの要求はかちとるべきが至当であるといふことをよく言われるのであります。その一番大事な国会に對する私たちの政治的な働きかけというところから、政治活動の禁止という條項で認められていないというのが、国家公務員の現在置かれてゐる悲しい立場であるわけでありませう。私も、ただ單に憲法で保障されているから、それだけでよこせといふこと以外に、現在まで味つて来たこの苦しい労働運動の状況、そしてまたこの国家公務員法では生活が保障され得ない現在の状況、二十三年の七月以来苦しみ続けて来た結果の上に立つて、ぜひ今度だけはこれを改正してほしいといふのが私どもの主張であるわけでありませう。現在西歐諸国を見ましても、やはりこの労働基本権はみな保障されているように聞いておりますし、イギリス等の場合におきましても、明確に争議権もあるし、また今度の公共企業体等の労働関係法等で規定されております調停委員会ないし仲裁委員会の裁定の制度と同じようなものがイギリス等にもありますが、この裁定をくだされた場合に、いまだかつて一度も政府はこれを拒否したためしがないといふことであります。こういう点から考へてみましても、現在の状況下においては、ぜひこの労働基本権の復活だけは主張したいと思ひます。自分たちの立場はもちろんであります。最近しばしば言われておるように、どうも日本が逆行しつ

あるのではないかと印象を受けておるやさきにおいて、ぜひこれは改正する必要があると考へておるものであります。最近私どもの関係しております郵便電信電話労働組合の国際本部が、その三権は復活すべきであるといふことが、世界の労働組合の名において申し送られておるといふ事実を見ましても、これはぜひとも返さなければならぬ問題であると思ひます。それが今度の三つの法律案の中では考へられていないといふことは、非常に残念であると思ひます。

次に、労働関係調整法の中に入つてみますと、一般の民間の労働組合に對する労働関係の一環として考へられておる緊急調整の事項がありますが、これは先ほど総評の長谷部公述人からも公述があつたやうであります。争議権はなぜ労働者に與へられたか、この本質を考へなければならぬと思ひます。そういふ本質を考へてみたときに、やはりこの緊急調整というものは不当であることが明確になるのであります。労働者、労働組合といふものは弱いから争議権を與へておるはずであります。争議権があつて初めて對等の立場で交渉ができるというのが憲法で保障された立場である。私も、この緊急調整といふ條項を考へた場合に、労働大臣が緊急調整を決定して、公表後五十日間の冷却期間を設けるといふことは、争議が現実問題として立つていないことを前提にした上を奪つたと同じ形で問題を処理しよう

という建前に立つ以上、私どもはこの点には絶対に賛成しかねるのであります。第二点は、この法律案を見ますと、同じ法律案の中で労働調整として考へらるべき法律の條項と、一般現業国家公務員に對する労働基本権の一部の復活の條項とを、同一法律案で扱つていふ考へが出ておるといふことが、どうもふに落ちないのであります。権利の復活といふことと、その調整といふことはおのずから別個の問題でありますから、これは別々の法律として当然考へなければならぬといふように考へますが、この点は今のやうな情勢下からして、非常に政府の態度を疑いたくなるわけでありませう。この点は私どもとしては非常に遺憾であると思ひます。それから現業の国家公務員として郵政、農林、アルコール、造幣、印刷等が公共企業体等労働関係法といふことでこの法律案の中に入るわけでありませうが、この立て方をすつとながめてみますと、やはり私どもは、身分が国家公務員であるといふことで非常に無理な制約を受けておるといふのが、この前国家公務員全体に對して労働基本権を復活させてくれといふ要求と同じ考へに立つわけでありませう。こういうものが身分で区別されるといふことは、私は非常にいけないことではないかと考へております。先ほど公述人の専売公社の総務部長さんから話があつたやうであります。これはほんとうの事業の事態を政府が十分把握してないのではないか、こういう点を私どもは非常に残念に思ひます。たとえば私どもが関係しております郵政事業であります。今度大きな市以上に

置かれております。電通関係は公共企業になりまされども、それと同じ仕事は町村の郵便局は全部やつておるわけでありまされども、郵便通信で一番重点を置かれておるの大都市全部の市街の通達でありまされども、これは民間に請負いをさせておられます。御承知のように赤い自動車は東京都内を飛んでおりますが、あれは会社であります。これは事業が大事であるというならば、会社であるということだけで許さるべきではないと私は考えておるわけでありまされども、あの赤い郵便車には集配人が乗って動くわけでありまされども、それが争議を許されて、ただ郵便配達するとか、区分するとか、あるいは窓口でお客に接するとかいふことだけで、そういう人を除外いたしまして、争議はできないのだという非常に矛盾した考え方を持たれているのであります。一方事業が重要だということでは、物事を考えるとするならば、私はむしろ電気事業の方がタバコ事業よりはよほど重要でないかと考えるわけでありまされども、タバコ一日、二日とまらしても、国民生活に重大な影響を及ぼすとは考えまされん。これは賢明なる国会議員の各位もそう考えられると思うのであります。それよりも電気がとまり、石炭がとまるといふことの方がよほど私は国家的に見て重要であると思うのであります。そういう事業については争議権はない。しかしそれがたまたま公社であるとか、国家公務員であるとか、身分があるというだけで争議もできないという考え方は、まったく矛盾した考え方であると考えるのであります。そういう関係からいたしまして、

私どもとしては、事業の実体を考えて、この問題はやはり民間と同じような形で考えらるべきが正当である、こういうふうな主張するわけでありまされども、なお公共企業等労働関係法の中に入つておる現在の国家公務員の中での該当するものであります。これは現在この法律を見ましても、一部は国家公務員法の適用を受けることになつております。私どもも条文を見ましても、非常に奇異に感ずることは、当然この段階に至るならば、まず労働関係については、少くとも公共企業等労働関係法が先行する。これが主であつて、身分関係に限られた、ごくわずかな者についてのみ国家公務員法の適用を受けるべきものでないかと考えておるわけでありまされども、これは国家公務員法といふものに重点が置かれておる、公共企業等労働関係法といふものが従になつておる。この点がやはりこの法律のねらいとして、私どもの主張するところとはまったく逆な方向に出ておる、ということを中心として、こゝからこの中に現れております政治活動の禁止の條項であります。同じ法律であるの公共企業等労働関係法等の適用を受ける私どもの立場として、国家公務員であるといふことだけでは、これは先ほど申しました労働関係法の適用の問題と軌を一にするわけでありまされども、同様にいたしまして政治活動は自由だ、地方公営企業労働関係において政治活動は自由だ、しかしお前らは労働者かもしれぬけれども、国家公務員だから政治活動はだめなんだ、しかも争議行為は禁止している、こゝういふ

ことでは、まったく私どもとしてはおかしい、片手落ちの取扱いだと思ひますので、この政治活動の禁止といふものはぜひともこの際排除して、自由にできるという建前をとらなければならぬと思つております。もう一つ、これは一番問題になる條項と思ひますが、今度の改正を見ましても、公共企業等労働関係法につきましても、あるいは調停なりあるいは仲裁なりの裁定が下りましても、両者これに従わなければならぬといふ條項が明確になつておるにもかかわらず、資金上といふ名目で政府がこれを拒否することができる條項はいまだに改正を見ておるやうな感じが、これは私どもこの法律のねらいとしての真の意義が生きて来ないと思つておる。もちろん私どもは国会の審議を無視するものではないと申す。最終的には国会の審議に従ふことは、国民の一人として当然であります。この国会の審議、国会の決議といふものに対しては全部服従することは当然であります。その前に政府の独断でそれを出すが、出さないとかきめる点において、この法律は一体何でそういうことをきめたかという精神まで適及しなければならぬのであります。争議を禁止し、そして労働基本権を奪つておる以上は、当然政府はその裁定に従ふといふことになつておるのですから、これはその裁定に従つて、予算を組んで国会に諮るべきだと思つておる。そうして国会がそれだと言ふならば、最初から国会の審議はどうあるとも、自分一方でこれを拒否することができるといふ建前をとつておるこの考え方には、賛

成することができないのであります。なおこの適用の條項の中で、これは私どもも郵政関係になるわけでありまされども、この適用を受ける対象になる職員として、事業としてここに明確にいたしておる。これは、ただで十分ではないかと思ひます。その点では、特に御説明申し上げたいと思つておる。第二條に「この法律において『公共企業等』とは、左に掲げるものをいう」とあつて、その第二号において「左に掲げる事業（これに附帯する事業を含む）を行ふ国の経営する企業」とありまされども、そのイの項で「郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替貯金、簡易生命保険及び郵便年金の事業」といふことになつておる。これは、実は先ほど申しましたように、郵政省の事業としては、町村以下の電報や電話といふものは郵政省がやつておるわけでありまされども、この対象の従業員がこれに明示されておる。この、いふ、立案当局の説明を求めました。そしてまたこの逐條説明書の中にも一応明示してあります。電氣通信から委託されたところの町村以下の電氣通信事業の従業員といふものは、この中に附帯事業として含まれるという説明をしておりますが、何しろ四万人に及ぶ従業員でありまされども、私どもは、この際もしそういうものもこの附帯事業として含んでおるというのであるならば、なおさらこれは明示しておいた方がいいのではないかと、やはり四万人に及ぶ大企業を、はたして附帯といふことだけで片づけられるかどうかといふことになると、説明書や政府の考え方にはかわりないやうであります。私どもとしては、明確にこゝで表示した方

がいいのではないかと、明示しなければならぬ、こゝういふように考へておるわけでありまされども、それからいふ一つは実施期日の項であります。公共企業になりまされども、電信電話事業につきましては七月一日から実施することになつておる。他の国家公務員法の適用を受けるものについては、来年の三月三十一日以前の日であつて政令で定める日まではこの法律は適用しないことになつておる。私はこれは非常に不合理と思つておる。私どもは、なぜそういう區別をするのかいふ、立案当局にも聞いてみたのであります。真相はどうやらこゝういふことのようにあります。もしその真相が事実とするならば、もつてのはかだと考へるわけでありまされども、それはたしか財政法三十五條と記憶いたしておりますが、大蔵大臣が一応各省の準備金制限をすることになつております。こゝでその條項があるにもかかわらず、これは各特別会計にあると思ひますが、郵政の場合は、たしか郵政の特別会計法の二十六條と記憶いたしておりますが、その中で一応まかされておる。予備費があるわけでありまされども、これは所管大臣限りで支出できるといふ條項があり、もちろんこれは業務の運用上必要といふ條項はついておる。その條文があるために、公共企業は予算上、資金上といふことで縛つておいて、国家公務員にそういふことがあつて、とん／＼支出されると困るので、その修正ができるまで待つておらうのだ、こゝういふ説明であるやに聞いておるのです。それでわれ／＼事業当局でいろいろ調べて見ましたが、なるほどその條項はありますが、実体予算に關

する限り今年度郵政大臣がかつてに出るという金は一文もないわけであります。従つて当局の心配することは三月三十一日までは起り得ない。しかもこの法律は三月三十一日までには発効させなければならぬということでありますので、私はそういう考え方は必要がないと同時に、むしろ先ほど申し上げましたように、郵政大臣において予備費を業務の運営上必要があるときに支出できることはけっこうなことである。必要であるから現在の特別会計法にもあつたと思うのであります。この臨機即応の措置をとつて国民の輿望にこたえる施策をなそうとするために入れられたこの條項を、わざ／＼制限するような必要はごうもない。むしろ予算上、資金上押えられておる公企業の関係のこの條項を改正する方が、先ほど申し上げましたような観点から正しいといふことで、むしろそつちの方の修正を要望したいくらいでありますので、この実施期日はそろえてもらいたい。御承知のように私どもの職場の中には、これは現実の事態の職場のことで恐縮するわけでありますが、同じ郵便局の建物に、一方は郵便がおり、一方には電信、電話がおりというのが現実であります。期日をわけると、一方はもう公企業になつたというので七月一日からはお前さんたちとは法律の関係が違ふのだということになります。が、町村の電信電話は郵政の職員がやつておるといふ仕事の実態から考えまして、この実施期日は当然そろえるべきが至当であるというように考えておるものであります。

もう一つ、最後に考えられることは、公営労働関係のい／＼／＼な法律が、労働関係調整法、基準法、今度は公共企業体等労働関係法あるいは地方公営企業労働関係法、国家公務員等いろいろ錯雑して来ておりますが、こういう例は外国にはまあないようであります。労働法というものは、やはり一本にしたすつきりした形でこれを改正しなければならぬ段階に、今日日本は来ておるのではないかとこのように考えますので、ぜひこの点も国会議員の皆さんの方で御知を働かしていただきまして、そういう方向に改正していただくように、特にお願ひしたいと思つてあります。

制限時間が迫つたようでありますので、以上私の意見を申し述べまして、私の公述を終りたいと思ひます。

○島田委員長 日本経営者団体連盟労働法規委員長箕浦多一君。

○箕浦公連人 私はただいま御紹介を受けました経営者団体連盟の労働法規委員長としておる箕浦であります。

今度の労働法規改正は、労働省当局としては各種の委員会の論議をたいへんよく検討されまして、非常に取捨選択に御苦心の跡が法文の上にもはつきり現れておりますが、またこれだけに私どももいたしましては、各方面からそれに対しては批判を加えねばならぬ点もあるように思ひます。私どももいたしましては、大体このたびの改正案を取扱つた上におきましては、基本的には三つの考え方を持つておるのであります。

第一は、現在の労働関係法は、わが国の労働運動の性格並びにその実績がある程度反映したものでありまして、必ずしも占領下にでき上つた法律であるがゆゑに、占領の解除後には、当然それが改正されなければならぬという性質のものではないと思つております。まして、むしろこの際は、現行法の建前といたしましては、現状維持を原則として、大綱の改正を行つべきではない、こういう立場をとりたいのであります。

第二は、今後の国際関係と国内経済の複雑困難なことから考えますと、労働問題ないしは労働運動はますます政治性を濃化するに違ひないのであります。そういう場合には国家社会の治安を脅かすような緊急事態の頻発が予想されるのであります。労働法のわく内ではとうていそれらの問題を処理することが不可能であると考えられますので、それらの点もこの改正法案の審議と並行して、一般治安の面からこれが法的対策を講ずべきではないか、どうか、こういうふうな考えを持つておることであります。

第三点といたしましては、労働問題の解決は、労使双方の自主性を尊重するといふことは、原則として申すまでもないこととてございす。しかしながら公益事業の争議につきましては、現在よりもさらに労働組合の責任と自覚を強く要請されねばならぬのではないかと、そういう段階にあると私どもは判断するのであります。そうして公共の福祉との調和をはかるためには、実効のある措置が望ましいと考へております。この三つの基本的考えを土台にいたしまして、このたびの改正案につきまして、二、三私どもの考えを申し上げてみたいと考へておるのであります。

第一に労働法関係について申し上げますと、現行法の第十八條並びに第三十七條の改正によつて、いわゆる冷却期間が三十日から十五日間に短縮されておりますが、交渉当事者の交渉努力が十分であるかどうかという事実の認定につきましては、非常に基準を設けにくいのであります。また労働委員会の性格から申しまして、却下制度はほとんど運用上困難であるとわれわれは考へておるのであります。でありますから、これに多くの期待を持つことができない。しかも従来は調停案が出ますと、これを拒否して争議に入る、そうしてその間調停案を踏み台として闘争をするというのが従来の慣例のようになつておるのであります。すなわち常に必ずしも団体交渉が十分盡されないで争議に入るという現状から見ますならば、冷却期間が争議調整の方法としては不適当である、こういうことを申し上げてよいと思つております。

最近の争議の実例を見まして、こういう調整方法の限界を越えて、すでに公益事業の野放し争議といつたようなことが言われておるのであります。そのために不当に公益を害し、あるいは国民経済に損失を與える結果を招いている、かように考へるのであります。こういう場合には、争議の状況に応じて、労働委員会が必要と認めるところによつて争議行為自体を一時停止せしめる、そうして実情調査によるどころの調整措置をとること、が、わが国労働慣行の実情に非常に適しており、かつまた労使の自主交渉を真に促進するゆゑであると思は考へるのであります。その意味で、公益事業の争議に対しましては、争議行為の事前予告制あるいはまた職権調査制といふものが安当であると考へておるものであります。

第二に、公益事業の争議等で、公益に著しい障害を及ぼす労働争議につきましては、労働大臣の職権による緊急調整措置を講じて、その間五十日間の争議行為を禁止する、こういう改正につきましては、あえて反対するものではございませんけれども、こういう措置は、その対象たる緊急事態という争議の性格からすれば、これはむしろ労働争議といひますよりも、治安立法措置によつて取上げられる問題ではなからうか、かように考へるものであります。われ／＼／＼といたしましては、政令の三百二十五号がなくなつた後において、どういふふうな国家的緊急事態に対しましては、国民の安寧と福祉を守るためには、治安上の立法措置を講ずること、これは独立後の民主的法治国としては当然なすべき責務であると信じておるのであります。そうして労働争議といへども、それによつて招来されるところの事態が社会の秩序を亂し、国民生活を脅かす性質のものであるならば、もはや労働法規で取締るところの範圍を逸脱しておると考へるのであります。他、破壊的集団行為と同様に、治安立法によつて禁止せらるべきであると考へるのであります。

講和後相次いで起つておるところの一連の政治ストあるいはまた過激のメーデーの騒乱事件等に見られるような、破壊的集団行為によるところの緊急事態に対処するためには、労働法で調整するところの問題の範圍を越えて、治安問題であるといふことをここに強調したいのであります。過激のメーデーのあの事件のときに、私は金属鉱業の

労働委員会に出席のためにゼネラルに行つておりました。ちょうど三日にその委員会が終つたのですが、二日にこちらのメーデーの情報が入りまして、委員会の席上で各国の代表からたいへんその点をなじられたのでありまして、まことにほろよいと思つたのであります。そのときの各国代表の意見といたしましては、やはり現在の日本においては、どうしても治安立法といつたような形の法律を確立して、しかる後に公正なる労働運動を展開しなければならぬ、そこに大きな不安があるのではなからうかという意見がありました。この点は、私も立場が立場であり、時期が時期であるだけに、たいへん微妙な立場におつた次第でございます。

次に公労法関係について申し上げます。私もどなたも申し上げては、この公労法の適用範囲を国家公務員中の現業職員に及ぼして、これに団体交渉権を認めるといふ改正には反対せざるを得ないのであります。国家公務員は、国民全体に奉仕し、国家組織の統一的性格と行政秩序の維持という観点から、現行国家公務員法によつて、その身分、職責に即応した労働関係に置かれておるのであります。しかるに改正案は、その一部たる現業公務員を公共企業体の職員と同様の取扱いに改めようとするものでありまして、公務員法、ひいては公務員制度の建前を部分的にもせよずすむものと思つておられます。ことに公務員の身分、地位にある限り、すべての公務員は国家の統一的性格の中に包括せらるべきものでありまして、別に現業といふ理由のみによつて別個の労働関係に置かざることを

は、公務員の管理、国家事務の運営上支障を来すばかりでなく、国家の統一的性格を乱すものとして反対せざるを得ないのであります。なお右と関連いたしまして、今回新たに制定されました地方公営企業労働関係法規につきましても、地方公営企業体職員が、地方公務員の一般職たる地位と身分を保持する限りは、これに団体交渉を興えんとする本法案には、全面的に賛成がしたいのであります。

次に労働組合法の関係であります。労働組合法においては、改正と申しましても手続の問題あるいは技術的問題にとどまつておるので、大きな問題はないと思つておられます。二点ばかり申し上げておきたいと存じます。第一点は、第七條の改正につきまして、争議調整中の不当労働行為の申立てないし発言等が虚偽または不法な場合におきましては、不当労働行為の保護を受けられないという点を明確にせねばならぬと考へるものであります。第二には、不当労働行為の申立て期間が一年となつておられますが、これは労働関係の不安定といふことから見まして、また一方この立証が長引けば長引くほど立証の困難が伴いますので、これはむしろ六箇月程度に短縮すべきものではなからうかという考へを持っております。

この改正法以外で強く改正を要望したい点が二点ござります。それは現行労働法の第十七條、第十八條のいわゆる協約の一般拘束力についてであります。これは解釈上も非常にあいまいな点がございます。また多数労働組合のために少数の労働組合員がその自由を束縛されるという点に問題があると思ひますので、むしろこの一般拘束に関する條項は削除してしまふべきものでないかと考へるものであります。

それからもう一つは、現行労働法第三十六條の問題であります。すなわち「工場事業場における安全保持の施設」云々というあの規定につきまして、企業基礎設備を長期にわたつて使用不可能に陥れるような破壊的争議の手段は厳禁してもらいたいということでありまして、もし法律によつてそういう規定がでないならば、少くとも労働協約の中には設備保持の定めをすべきであるというふうなことに規定してもらいたいと思つておられます。

大体やはり三つの基本線を頭の中に描いておるのであります。一つは、基準法ができました当時の日本の産業界の形態と基準法の形態との比較、はたして日本の産業界が、あれだけ高度な基準法に耐え得るかどうかがどういふこと、このことをまずわれわれは頭の中に入れて判断せねばならぬと思つておられます。そういうふうな考へ方からいたしますと、中小企業に對しましては、全面的にこの労働基準法の適用があるといふことは、日本の産業に中小企業というものが相当大企業を助長するといふ点から見ても、中小企業に無理がある。そこに日本の経済の幼稚さがある。従つてこの適用に對しましては、ある程度の除外を必要とするのではなからうか。少くも十名以内の使用人を使つておるような小企業については、特に、たゞい別途の法律措置を講ずるにいたしまして、何らかの適用除外を必要とするのではなからうか、かように考へておるのであります。

それから今の労働基準法のうちには、非常に行き過ぎた点があるように考へられるのであります。これらの点はこういう機会に是正さるべきではなからうか。その一つの例といたしまして、時間外労働あるいは休日労働の場合には、必ず労働組合と協定しなければならぬという規定になつております。これは現在の状況によりまして、となく争議手段として悪用されるのであります。これはむしろ、一年を通じて、あるいは一月を通じて一定の最大限のわくを設けて、そうしてその

わく以内に於いては、経営者の判断によつて、あるいは残業をし、あるいは休日出勤をするということにいたしました。経営の形態に即しない結果になるのではなからうか、かように考へておるのであります。

以上申し上げましたが、根本といたしましては、今度の労働法の改正につきましては、当局の非常な御苦心の跡をわれわれは了いたしました。つきましては、当委員会におかれまして、十分しんしゃくをされましように要望して、私の公述を終ります。

○島田委員長 国学院大学教授、元国際労働機関帝国事務所長北岡壽遠君。○北岡公述人 国学院大学教授政治学部長の北岡であります。

今回政府から提出されました労働関係の諸法律の改正案は、いわば部分的な改正でございます。日本が独立しまして、経済を自立せしめ、また日本の独自の力をもつて社会秩序を維持しなければならぬといふことのために必要と一切の法規の改正は、含んでいないように思ふのであります。ことにいわゆる政治的ストライキという最も重要な社会現象に対する取締りの規定を含んでいない。この点は世間におきましては、いわゆるゼネストの問題に関連しまして別の法律を準備しておるようになつておるのであります。ゼネストといふものは政治的ストライキの極端な場合でありまして、政治的ストライキはゼネストに限らない、もつと広汎なものでございまして、私はこの点に關しては政府の措置を必要と思ふ。そうして政治ストに關しますことは、理論上はこれは労働法の一部を

形成するのでありますから、今回の労働法の改訂に對する最も重要な部分を占めておられます公益事業、その他国民生活に重要な影響を與える争議に關します対策とあわせまして、まず労働者争議権に關する根本的な私の見解から述べてみたいと思つてあります。

一体労働者の団結権とか争議権というものは、私は單なる自由権とか單なる天賦の人権というものではないと思つてあります。ことに労働者の争議に對しまして、これに對抗すべき使用者の解雇の権利を制限しているという事は、これは労働者の経済的地位の向上のためには労働者の団結を強くしなければならぬ、それがためには争議権を確保する必要がある、こういう見解に立つて、つまり労働者保護のために特に與えられた権利であり、もしくは特權と言つてもいいであります。それから社会の公益のためにそれに制限を加えるという事は當然でありまして、また権利の濫用というものは厳に抑制しなければならぬと思つてあります。わが国の現行法は、この点に關しましてさうぶな状況なる団結権、争議権を労働者側に與えている、ほとんど無條件に労働争議の権利を與えておるのでございますが、これはいづれの国にも例を見ない広汎な規定であります。

何ゆゑにこういう規定ができたかというならば、これには二つの重要な特質があることをわれ／＼は見のしなくてはならない。第一は、この現行の労働法をつくつたものは日本の政府ではなくして、アメリカの進駐軍である。進駐軍は日本を無條件降伏せしめた後

においては、日本の国を根本的に變更しなければならぬ、從來のような全体主義的な、軍国主義的な日本をかねて、民主的な日本にしなければならぬ、こういう熱意に燃えて日本に來たのであります。さうして日本をしてすみやかに民主化するために、また日本を侵略戦争なんかできない国にするために、急いで日本の労働組合を發達せしめようという意圖に基いてできたものであります。従つてもこれがために経済の自立ができなかつたらどうするか、日本の国民経済が成り立たなかつたらどうするかというようなことにつつましては、十分に考へていない。進駐軍は、むしろその場合においてはアメリカが援助する、こういう考へ方であつたらうかと思つて。

もう一つ重大なことは、占領軍というものは憲法以上のオールマイティな権力を持つておるのでございまして、この権力をもつていたしなすれば、いゝゆる占領政策に違反するという名目をもつて、争議を自由に押さえることができた。でありますから、広汎な争議権を労働組合に與えても何ら弊害はないと考へたのであると思はれるのであります。

今やわが国は独立しまして、日本の経済自体をもつて八千万国民を養つて行かなければならぬ。日本の経済が国民を養ふなかつた場合に、どこからも援助金というものはくれぬ。われわれは経済自立の必要に応じて争議権を制限しなければならぬ。またもう一つには、今日は憲法以上の権力というものは、今日は憲法以上の権力の許すところには従つてのみ国民の権利を押さえることができるのでございまして、従つ

て争議権というものに対して、ある程度の抑制をする必要が起つて來るのではないかと考へるのであります。

今回の改正案に規定せられし事項の最も重要な問題は、公益事業に關する職權調停及び冷却期間に關する規定の改正と、それから国民生活に重大な障害を與える重大争議に關し、新たに緊急調整という制度を設けた点であります。この兩者はいずれも労働者の争議権と公益との調節をはからんとするものと見ることができるのであります。この規定は總括して申し上げますならば、むしろ労働者の争議権を相当尊重したものであります。現段階といつては、まず妥當なものと思はれるのであります。

しからばこれによつてこの種の争議を防止するといふ目的を達し得るかという問題になります。これは遺憾ながらわれ／＼は予言することはできないのであります。この法律の規定によつて、はたして將來この種の争議が防止できるかどうかという事は、わが同の経済、産業というものが、労働者の生活を十分に安定せしむるだけの繁榮を保てるかどうか。また労働者、資本金がよく自省し、よく相互の立場を理解するかどうか。またそのほかに中央労働委員、特別調整委員という重要な部署に適任者があるかどうかという点にかかると考へては、將來のことを予断することはできません。もしこの制度をもちましてこの種の争議を防止することができなかつたならば、さらに一步を進めた制度を案出しなければならぬ。たとへば特別調整委員というものを、この改正案におきましてはすべて労使双方の同意

を要することになつております。しかもこの同意というものは、この法文で読みますと、労働者側全員の同意を得なければならぬとあります。従つてこれは相当困難ではなからうかと思つて。もしこういうような労使双方の同意を得得る適任者が得られなかつたらばこれに越したことはないものでありますから、もとよりこの法律が円滑に施行されることを私は希望するのであります。これが円滑に施行されなければ、そのときは大臣が職權をもつて委嘱するといふような制度を考へなければならぬ。またさらに單なる冷却期間とか調停といふことのみをもつて争議をとめることができないならば、あるいは遺憾なこと、むしろさしこむことではござい

ますが、強制仲裁といふようなことも考へなければならぬのではないかと。これははやつてみて實際の成績にかんがみて新しい法律制度をつくるという以外にないものであります。私はそれらの關係とともに、ただいまの改正案程度の制度をもつて円滑に施行されることを希望するといふはかばかしい。次に先ほども申しました政治的ストライキの問題につきましては、今申しました公益事業とか、重大争議の調停の問題と違ひまして、争議権の濫用と見るべきものであります。八千万の国民が民主的に選定しました政府及び議會を、国民の一小部分である労働組合、實際はさらにごく少数の労働組合の幹部の意思によつて、政府及び国会の意思を強要しようといふのであるから、明白に労働者の団結権及び争議権の濫用であると思つて。労働組合はもとより政治上の意見を發表することはできませんし、政党を支持することはもと

より自由であります。争議権、同盟罷業といふ大きな力がある。同盟罷業といふものは、今日たとえば電産労働組合が決議するならば、全国をまつ暗けにできる。鉄道の組合が決議するならば、国民の足を奪うことができる。また石炭の労働組合が長く罷業するならば、産業の息の根をとめることができる。こういうような絶大な力をもつて議會や政府に對して労働組合の意思を強要するといふことは、私は民主主義に反するものであると思つて。でありますからいづれの国におきましても、この種の争議、つまり争議権の濫用に對しましては、これが防止の方法を講じているのであります。たとえばフランスにおきましては、労働組合といふものは労働者の経営上、工業上、商業上、農業上の地位の向上、利益の保護を目的とするといふことはつきり明文にうたつてゐるのであります。この限

界を越えまして政治ストは非法法としておる。一九二〇年にフランスの労働組合、鉄道の国有を要求しましていゝゆるゼネストになつたのであります。が、そのときに裁判所は、これは労働組合の許された存在の理由を逸脱したものであるといふので、これに對しましてC D Tの解散を命じたのであります。このときには大統領の処置によりまして解散だけは免れました。爾來こういう政治ストといふものは非法法であるといふことはつきりしておる。その後フランスの労働組合法はたびたびかわつておりますけれども、この根本の條文は私の考へる範圍におきましてはまだかわつていない。それからドイツにおきましては、その後たびたびかわつておりますが、標準的の勞

より自由であります。争議権、同盟罷業といふ大きな力がある。同盟罷業といふものは、今日たとえば電産労働組合が決議するならば、全国をまつ暗けにできる。鉄道の組合が決議するならば、国民の足を奪うことができる。また石炭の労働組合が長く罷業するならば、産業の息の根をとめることができる。こういうような絶大な力をもつて議會や政府に對して労働組合の意思を強要するといふことは、私は民主主義に反するものであると思つて。でありますからいづれの国におきましても、この種の争議、つまり争議権の濫用に對しましては、これが防止の方法を講じているのであります。たとえばフランスにおきましては、労働組合といふものは労働者の経営上、工業上、商業上、農業上の地位の向上、利益の保護を目的とするといふことはつきり明文にうたつてゐるのであります。この限

勸立法といふべきワイマール憲法下の労働立法におきましては、団結権はございませぬ、争議権につきましては国の保障はない。これは事実上の相互の保護にまかせるので、国の保護はない。それからイギリスは長く労働組合の良識に訴へまして、法律においてさういうことは規定してゐなかつたのでありますが、一九二六年に石炭の国家管理の継続といふことを要求しまして大規模な争議をやつた。そこでこれはいけないといふので、政治ストを禁止するといふ非常に峻厳な法律がつくられたのであります。戦後労働党内閣はこの法律を撤回したけれども、その後政治ストといふものは英国においては見ないのであります。アメリカには政治スト禁止のための特別の法律はございませぬが、これは政治ストといふ事実がアメリカにないから、こういう必要がないものと思われませぬ。わが国におきましては、政治ストと見るべきものがすくぶる多いのであります。現に今国会で審議せられております破防法や、今回の労働法規の改正に反対しまして、広汎なストライキが行われておるのであります。これは私の見解をもつてしまふれば、争議権の濫用をわれ／＼の目の前に展開して、政治スト禁止の必要を裏証してゐるのじやないかと思ふ。政府及び議会はすみやかに政治スト禁止の法律を制定すべきものであると思ふ。そのみでないのであります。現在わが国の労働組合の政治ストといふものは、非常に重大な危険な力に指導されておるようになり、推定される。彼らは口には民族の独立とか自由とかいふことを標榜しておりますけれども、その実彼らが権力を握

りますれば、日本を外国の隷屬下に置くと、もしくは一切の国民の自由を剝奪して、専制政治、恐怖政治をしうやうな計画をたてておるのであります。こんな計画を平然と見のがしておるというところはすくぶる危険なことと思われ。私は民主主義の見地から、かかる行為を傍観することのないように強調するものであります。ところが政府及び議會が、この種経済自立並びに社会秩序維持のための労働立法を行おうとすることに對しまして、最も大きな障害は、わが国の真実の民主主義者や自由主義者が、大體においてこの種の労働立法、治安立法に反對するといふこととあります。これは実に重大な問題だと思ふのであります。その理由はいろいろあります。その最も大きな理由は、日本の国民もしくは日本の民主主義者、自由主義者は、日本の政府を信用しない。一たび政府に労働組合を抑圧する権利を與へると、政府はこれを濫用するだらう、そしてしきりに労働組合を弾圧するところの戦前の状態に復帰するであらうといふことをおそれるのであります。また一たび政府が労働組合法をいづゆる改悪し始めると、だん／＼と改悪に次ぐ改悪をもつて、ついに戦前のような状態に復帰するのではないかといふことをおそれるものであります。この点は外国でも同様であります。この点は外国でも同様であります。外国におきましても、日本が今日共産黨の抑圧のためにいづ／＼な法律を改正しなければならぬといふことは事実認めながら、しかし日本政府はやがて反動的な労働立法を頒布するであらうといふことを、すでに心配してゐる。残念ながら日本政府は、戦前において内外に信用を失

ましたので、いかに政府が民主主義を尊重する、団結権を尊重する、自由を尊重するといふことを表明してしまふ、それだけでは国内の識者も外国の輿論も納得しない、日本政府を信用しないのであります。それで私は、日本政府が内外に對しまして、団結権を尊重する、労働立法をある限度以上には——むしろ世界の標準以下には逆転せしめないといふことを保障するために、国際労働條約を批准するのが一番よいのではないかと思ふのであります。わが国戦後の労働立法は、大體国際労働條約の標準を取入れておるのであります。今日のみならず大部分の国際労働條約を批准することができるのであります。今後国内事情に即応して、實際の必要に即して労働法を改正してしまふ、私は文明国共通の標準であるところの国際労働條約の標準を下つてはいけません、また下る必要はないと思ふ。たとえば今述べました政治ストを禁止してしまふ、あるいはまた重大争議に對して、もつと強力な制限をつけまして、国際労働條約の団結権保護に關する條約には反しない。ゆゑに政府は一方において団結権保護に關する国際労働條約を批准し、そして国内労働立法を改正しますならば、政府の逆転の危険とか濫用の危険が保障せられ、内外のおそれがなくなりませう。国内の識者の賛成を得、外国の信用を得て円満に法律が通過するのではないかとと思ふのであります。

以上法は労働法に關しまして最も重要な点につきましてお話ししたのでございますが、それ以外に今回出されしました法案の内容につきましては、私は重要な意見を持つていない。たとえばここに公務員の問題について、現業員には団結権は與へるが争議権は與へないといふような規定になつております。これについてどういふ程度にするのが一番よいか、どうも抽象的、絶對的な標準がないように思ふのであります。現在わが国の法制におきましては、公務員、つまり政府に雇はれてゐる者を大體三つに分けて、警官及び消防夫に對しましては一切の団結権も争議権も與へない。これは外国におきましても同様でございます。軍隊及び警察に對しましては、一切の団結権及び争議権を與へない。それから次の行政的な公務員に對しましては、団結権を與へるが団体交渉権は與へない。現業に對しては、団体交渉権は與へるが争議権は與へない、こういう三段にわけてゐるのでございますが、絶對の標準といふものはございませぬが、まあ、この辺が妥當なところではないのかと思ふのであります。外国の例をとりましても、アメリカにおきましては、政府に雇はれてゐる者は一切罷業権がないのでございまして、罷業をしまふればただちに必ず逮捕される、解雇ではなく、逮捕されて三年間雇はれないといふ峻嚴な規定がある。その他いづれの国におきましても、公務員に對してはいろいろ／＼な制限を加えておるのでございまして、どうもその程度が妥當ではないかといふように思ふのであります。

次に労働基準法の問題につきましては、これはほのかに承るところにより、まず、労働者、企業者側の双方の一致を成してゐるところでありまして、大體適當なように思われます。ただ問題は、はたしてこれをもつて必要な改正を盡してゐるかどうかという点でございますが、これは今後研究せられ、實際に即して改正する点があれば改正すればいいのであります。まず現段階におきましては、この程度の改正が妥當かと存じます。

以上私の公述を終ります。

○島田委員長 早稲田大学教授野村平爾君。

○野村公述人 早稲田大学教授野村平爾君。

まず最初に全般的な問題として一つ簡単に申し上げておきます。これは同時に私自身の全労働法規の立法に關する考え方かと思ひますので、申し上げておきます。

今度の労働法規改正がもし改正としてぜひなされねばならないといふことを考へた場合に、その理由としては二つあり得る。これは皆さんも御承知のことだと思ふ。一つは占領の形式がなくなつたといふことから、占領中政策として行われていた労働法に關する、さき／＼な制約がこの際排除されて、日本の憲法の精神に即した体系をつくり上げるといふことが一つであらうと思ひます。それからもう一つは、すでに私たちは過去において労働法規を實施した歴史を持つてゐるわけでありませうが、そういう歴史に照らして、妥當を欠いてゐると考えられる部分については是正をするといふことが第二の点だと思ふのであります。

第一点で問題になります一番中心的なことは、占領中でございましたところの公務員、特に現業員などを中心としまつたところの、一般民間労働者とやつてゐる仕事においても、地位においても、収入においてもきわめて似通つて

いるような労働者に対して、どのような取扱いをして行くか、団体行動権を回復して行くかというものは行わなければならないかということが一つの点であると思ふ。

第二の点といたしましては、団結権の侵害ということがしばしば最近においても行われておるのでありますが、これに対する不当労働行為制度というものが必要十分な効用を発揮しておられない。そこでこういう運用をしていきます機関の労働委員会等の構成と相まつて、十分この点を再検討して是正して行くということが問題になるといふこと、及びすでに申し上げました公務員などにつきましては、たとえば公共企業体労働関係法や、公務員法における規定などもあつて、人事院の給與勧告制度とか、強制仲裁制度といふようなものがとられてゐるのであります。ところが、こういうものについては、たしてこれでよろしいのかどうかといふような検討がなされなければならぬといふこと、それからまた従来の労働法の中におきます争議調整の一種の方法としての冷却期間制度といふものが、実効がないという声がかかるのであります。これについてどうのようは正をやつたらよろしいか、こういうようなことがあると思ふのであります。

ところでこのたびの改正の中では、どちらかというところ、こういう根本的な問題が必ずしも十分には取上げられなかつた。そしてむしろ向うべき方向とは、必ずしも一致しない方向へと、改正の方向が向いておるといふことが感ぜられるのであります。しかしながら、私はここではむしろ具体的に、法

案そのものの内容に即して若干の意見を申し上げておきたいと思ふ。

まず最初に労働関係調整法等の一部を改正する法律案のうちの第十八條、公益事業に関する労働争議調整について、調停の申請をしてから三十日間の冷却期間を十五日に減したといふことと同時に、その場合に申請を却下することが、労働委員会においてできるとした点であります。これはつまり御承知のように、紛争関係が煮詰まることのできないうちは、せつかくの申請を取上げて、單に冷却期間が争議のためウォーム・アップの期間になつてしまひはせぬかといふことが批判された結果だと思ふのであります。ところが、なぜ争議関係が十分に煮詰まらなかつたかといふ原因の究明については、必ずしもなされておらないようであり、また、どちらかといふと、この紛争関係が煮詰まらない根本的な理由は、冷却期間中においては、絶対に実力行使ができないという制約が加わつておる條件のもとで団体交渉がなされること、このために、紛争関係が煮詰まる状態にまで達しないといふふうに考へられるのであります。でありますから、もしその角度で両当事者の争ひを煮詰まるだけ煮詰まらせたいといふことであるならば、こういう冷却期間の制約を解いて交渉せしめるといふことの方が、早く煮詰まり点に達するといふことになるのではないかと、いふうに考へられるわけであり、また、この場合に、ただそうしたならば、やたらに争議が起るであらうといふ懸念が考へられるかもしれないのであります。これについては、実際の労働関係をみますと、重要な公益企業など

における争議というものは、そうやすやすと簡単に決定して、旬日のうちに終わるというふうなものではなく、むしろ十分な折衝が行われ、二箇月、三箇月の期間がたつてから出て来るというものが、まず普通の状態になつておるようであり、この点については、そのような心配はまずないのではないかと、いふうに考へられるのであります。

ところで、申請を却下するといふことになり、実は両当事者の納得の上の問題を解決して行くべきはずの労働委員会が、みずから労働者側に対して一つ対抗する立場に立つ。つまりサビズ機関であるといふ性質から考へると、ややそぐわないような権限を持つてしまふことになり、いふうに考へられる点がある。一つには双方の主張を煮詰まらせるための一つの補助的な手段であるといふふに私は考へておるのであります。もし争議権を禁止した状態のもとでこれを期待するといふことになり、また、どうもその期待がそれにそぐつた結果を生じないといふふに考へられるわけであり、また、なおこの点につきまして、申請の却下をなされた場合には、はたしてこれに対する救済がどのような方法で得られるかといふことにつきましては、必ずしもこの規定から、あるいはこの法律全体からは、どうも私は明確にすることができなかつたように思ふのであります。いふうに考へられるわけであり、また、申請の却下というものが、これは違法の処分であるとか、不当な処分であるとかいふうな点につきましても、若干議論があ

るようであり、もし違法な処分だといふことでなくて、不当な処分だといふ考へ方になつた場合には、どうもこれについて救済を得る道がないといふような理論も出て来るのではないかと、いふうに考へられる点、一つの大きな疑問を抱いておるのであります。それから却下をして行くといふことについて、私は労働委員会が、十分労使双方の間に立つて事に処して行くという性格から考へて、不当な取扱いはいないであらうといふ期待は持つのが当然だと思ふのであります。けれども、できるならば、こういう場合には、どのような期間に申請の却下をやるかといふようなことを立法上明確にしておくといふようなことも、一つのなすべき準備ではなからうかといふふに感ずるのであります。

第二の点は、三十五條の二に設けられた緊急調整に関する問題であります。この緊急調整につきましては、大体これとよく似た制度がアメリカのダフト・ハートレー法において行われておるわけであり、また、ダフト・ハートレー法の場合においては、すでにある程度緊急調整といふものの実施の経験があるわけであり、その経験から、私の知り得た限りにおいて見ますと、どうも四十八年、四十九年となつて、緊急調整の数が急激に減少して、この減少しておることは、一面からいふと、批評家は、これはこの制度が必ずしも望んだような十分な効果を發揮し得ない制度であるといふことが批判されたものなわけであり、また、言つておる者があるわけであり、たとへば、四十八年、四十九年に八件ばかり事件が報告されておるの

でありますけれども、そのうち七件までが四十八年、すなわちダフト・ハートレー法の通過した翌年であります。その結果を見ても、やはり大部分が、緊急調整による争議のさしとめ命令が出て、それが解除された後に争議を行つたりして、初めて解決がついておるといふような結果を示しておるという点であります。中にはまたその命令に違反して、さしとめ期間中に争議をやることによつて問題の解決はなかつておるといふような、さうしてそのために法廷侮辱罪に問われるといふような事件を起しておる例もあるわけであり、また、その他実情調査委員会に設けて、別にさしとめ命令を出さないうちに解決をしたといふもの若干ありますけれども、つまり、この期間の中に、実力行使をしないという問題が、いふうに感ずるのであります。

に片づいて行くといふような実例があるわけであり、また、さういふことから考へまして、この制度については、案外アメリカにおいて、これはどうも適切でないといふ批判があるのじやなからうか、こんなふうに思われるわけであり、また、日本では、ちやうどそれと同じような方法で採用しようといふふに考へられるわけであり、また、アメリカにおきまして、たとへば千人ばかりの原子力の研究をするところの、民間で委託を受けた研究所の従業員の争議に対して、このさしとめ命令を出すといふ問題が起つたことがあるわけであり、また、これも国民の健康あるいは安全に大きな障害があるといふように認められるといふことになり、また、一体どういふ標準で、こういうような緊急さしと

め命令等を出すのかということにつきまして、アメリカの問題として考えても、かなり疑義があるのであります。日本の場合においては、三十五條の二において「要件をあげておるのでありますけれども、この要件の言葉それ自体は、かなり一般的な広い解釈を持ち得る規定でありますので、従つて十分こういうような調整が行われ、しかもこれが労働者の基本権に對して、はなはだしい侵害にならないやうな道を講ずるのだとするならば、手続や要件の点において、かなり厳密にこれを規定することが必要ではなからうかと感ずるのであります。ところで、アメリカのタフト・ハートレー法の手続を見ますと、日本の第三十五條の二に比べて、はるかに手続が複雑であります。たとえば争議が起るにまかせる、しかも続くにまかせて放置しておいたならば、国民の健康や安全を脅かす大統領が考えた場合、しかもそういう争議が州際通商などに關係があるやうな大規模な争議であつたやうな場合において、大統領は、そういう争点を調査せしめ、そうして定める期間内に報告書とその調査委員会から提出させ、その調査委員会の報告に基いて、こういうものをさしとめる必要があると感じたときには、検事總長をしてこれを裁判所に対して請求させるという手続を経るわけでありす。だからそれだけの複雑な手続を経て、初めて労働者の団体行動権の抑制ということが始まるというのを考えてみますと、日本の場合は、きわめてこれが簡単にやつてのけられることになつてゐる点は、一考を要すべきではなからうかと考へるのであります。つ

まり公正な機関によるところの実情の調査、あるいは裁判所による判断というものを經過して、初めて行政機関の行為だけなしに団体行動権の抑制が始まるという点は、非常に重大なことだと思ふのであります。御承知のやうにアメリカにおきましては、別に憲法上団体行動権の保障などという文句はありません。日本においては、そういう文句が明らかにあるわけでありす。そうだとするならば、そういう形式からいつても、日本の方がアメリカよりも、よりよいといへるやうな問題を取扱う方が、憲法の精神にかなうやうな見方が成り立つのではなからうかというふうに思ふのであります。

二番目に、しからばこういうやうな決定があつた場合、事後における救済は簡便に與えられるであらうかということが問題になるかと思ふのであります。この決定の取消訴訟を求めるのは、おそらくは行政事件訴訟特例法などによる救済が考えられておるのではないかと思ひますけれども、こういうやうな方法によつての争議権の行使というやうなものに關する救済は、きわめて困難であると考えられることが第二の点であります。

それから第三の点は、先ほども出たのでありますけれども、なぜ日本の労働法規が、終戦後において民間人や労働双方の代表者を加えた委員会構成によつて事を運び、政府の行政機関が直接これに關與することを避けたかという問題でありますけれども、とかく世界の労働運動は、御承知のやうに使用者に對する運動であるだけになしに、政府に對する運動というやうな歴史も

持つておつたのであります。従つて政府は、なるべく直接に行政機関としてこの労働関係の——もちろん労働委員会も行政機関でありますけれども、従来の行政機構そのままの形をもつてこれに對処することを避けることがりうである、そしてなるべくやういふやうなことに對してみずからの手を清めて、いつでも中立の地位において問題を処理して行くやうにはがらうことが適切だと考えられたのだと思ふのであります。なおそれに加へまして、日本における過去の歴史というものを對する批判もあつたことだと思ひますし、また先ほどの公述人の説明にもありましたが、信賴度の問題というのがあるやうな労働関係においては伴うのであります。このやうな信賴度をかち得るためにも、なるべくそれに即した機關の手を經過させることがよいのであつて、いつも政府が労働関係に對して、その敵になつて立ち向かうやうことをなるべく避け、労働関係は双方の納得の上で、できるだけ問題の解決に近寄る方法をとらせたい、こういうやうな考え方が従来の労働委員会制に基く調整の方法であつたと思ふのであります。が、今回の緊急調整は、その入り方において、必ずしもこの道を踏まなかつたという点が、どちらかというところ、従来の伝統あるいは基本的な労働問題に對する処理の行き方と違つた方向をとつたやうなことが指摘できるのではないかとと思ひます。その点については、私はむしろ従来の行き方の方が正しいといふやうに考へるのであります。

次に第三十九條、第四十條の問題について触れておきたいと思ふのであります。これは罰則規定であります。すなわち公益事業関係の冷却期間を經過しない争議の違反に對する処罰及び緊急調整の期間に反する行為に關する処罰が規定されてゐるのであります。従来この第三十七條の違反などにつきましては、組合が罰金を科せられるといふことになつてゐたのでありますけれども、今度はこれを個人罰に切りかえてやつたわけでありす。ところで労働者が、団体行動として組合の中の決定に基いて行動をするといふやうな場合に、一人々々の労働者に責任を負わせるやうな行き方がいかに、それとも組合自体として責任を負うといふ行き方がいかにといふことにつきましては、私はむしろ後者の方であらうといふやうに考へるのであります。違反された事柄あるいは犯された事柄が、もし殺人とかあるいは強盜、放火のやうないわゆる自然犯的な性格のものであるならば、もちろんこれは個人罰で行くべきことは当然であると思ふのであります。しかしここで処罰を受けるのは、つまり所定の手続を経ない争議権の行使に對する処罰という形をとるのでありますから、これはどうして個人罰でない方が適切ではないか。何ゆゑにこういうやうな個人罰に切りかえたのであらうかといふ点について、私はどうも了解が困難なのであります。

なお同じく処罰規定につきまして、第四十一條が削除になりました。これは労働法第四十條が労働組合法の中の第七條に譲られたという關係で、この処罰規定が形式的にはいなくなつたのだと思ふのであります。結果から見ますと、従来この第四十條の労働関係の調査中の発言等に關して不利益な待遇を労働者に與えた者につきましては、六箇月以下の禁錮もしくは五万円でしたか、今ちよつと明確にわかりませんが、罰金といふやうな処罰の規定があつて、嚴にこれを戒めるといふ態度をとつて來たのであります。これが不當労働行為規定の方に譲られるやうな結果、もはや直接には処罰規定がなくなつた。つまりこういう面については、団結権の擁護についての救済方法が刑事罰をもつて行つたといふやうな方向を全然やめてしまつた。同時に今申しましたやうに、かなり今度労働者の個人罰の方が増加されて來ておるといふやうなことは、全体として直接に三十九條、四十條並びに四十一條が削除された——四十一條が必ずしも相關關係を持つものではないかもしれませんが、どうも全体の上から見て、やや労働者の個人々々に對して酷になつた規定のやうに考へられるといふ点であります。

なおその他小さな問題につきましては若干の意見がないわけではありませんが、けれども、やはり中心的な問題は労働関係調整法に出てゐるこの問題が一番大きな問題のやうに考へましたので、私の意見をその点に集中いたしました。ただいま申し上げたわけでありす。これで私の公述を終りたいと思ひます。

○島田委員長 これで本日の公述人の公述は一応終了いたしましたので、永岡公述人、箕浦公述人、野村公述人及び北岡公述人に對する質疑を許します。船越弘君。

○船越委員 永岡さんにちよつとお伺ひいたします。あなたが冒頭に言われましたやうに、四月二十八日にわが国

が独立した、独立したあかつきには当然公務員には労働三権が與えられるべきである、これは明らかに憲法に規定してある。にもかかわらずこのたびの改正については、一部の公務員に団交権が復活しただけであつて、あれだけでは不十分であり、われ／＼は反対であるという所論であつたように思うのである。それで独立したならば、なぜ当然国家公務員に労働三権が與えられなければならないか、そういう理由についてちよつとお伺いしたい。

○永岡公達人 これはただ占領が終つたから、だからこれは憲法に基いてやれ、こういうような簡単なものでは私はないと思う。これはあのマ書簡が出たときのいきさつから見て、占領政策の建前に立つて出された法的措置である。従つてそれは根本的に講和の効力が発効した今日においては、それが無効という建前に立つて再検討されるべきものである。その上に立つていろいろ問題を考慮した場合に、たとえば公務員は政治活動ができない、争議権がない。だから、今の実態を考へてみると、人事院があつて、その保護をしようとしておる。あるいは公企体等については調停委員会ないし仲裁委員会があつて、これを保護しようとしておる。そういう建前で、現在まで運営して来た。ところが労働者としての国家公務員の受け入れらるべき要求が全然いれられなかつたという過去の実績がある。だから現在そういうものは、苦しみ苦しんでつくつてみたところで効果がないのだから、私どもの結論としては、やはり現在においては、労働三権を返すべきである、こういう主張をしておるわけでありませう。

○船越委員 御所論はわかるような気がいたします。しかし占領下におけるところの国家公務員の性格でございませうが、これと占領が終つて、独立したあかつきの国家公務員の性格というものは、別に実体的な変化はない。そうしますと、結局憲法の十五條でございませうが、公務員は全体の奉仕者であるというふうなうたわれておる。その全体の奉仕者に対して罷免権が認められるというところは、占領されておるうと、されておるまいと、私は実体的にはかわりはないと思う。私はそういう憲法の、いわゆる公務員は全体の奉仕者であるという建前から、罷免権は與えらるべきではない、こういうふうに思うのでございませう。なお先ほど人事院の勧告について、政府は全然考慮しておらない、こういうお話でございませうが、先般人事院のどなたかがここで話になつたところを聞きますと、五回勧告しておつて、そのうちの二回は政府はのんでおるといふことも言つてゐるのでございませう。それはそのときの予算あるいは財政状態からやむを得ずのむことができなかった。のみ得られる状態であれば、もちろんこれはのむのが当然であります。そういう見地から、人事院の勧告を全然無視したといふことは当たらない。こういう二つの点についてお伺いしたい。

○永岡公達人 重ねて申し上げますが、私は何も事を構へて争議をやるやうという公務員はいないと思うのです。生活が保障されれば、これに越したことはないわけですね。そういうわけで公務員法ができた、やれあつた、やれつてくれるだろう、こう思つてやつて来た。ところが何れこれが一たとえ

ば勧告があつて、今の御説明では二回実施されたといふことですが、私の記憶では完全に実施されたことは一度もありません。みんな否定されるか、あるいは程度を下げてしか実施されておられないので、そういうことでは困るのだといふことです。それで實際問題として私も言つておるのには、人事院があり、あるいは裁定委員会があつて、その裁定が完全にいられるという制度であるならば、何も事を構へて、そういうことはやりたくないのだが、それが今までの実績においてやられていないじやないか。だからこの際返すべきが至当じやないか、こういう主張をしておるわけですね。

○永岡公達人 それでは勧告の問題であります。重ねて申し上げますが、勧告はさういふ一回もありません。たしか最初人事院がござまして、これはぜひ人事院の權威を高める必要があるといふので、司令部の方で勧告された。その場合でもこれは期日を延ばすとか、あるいはその総額において少し削減をするといふやうなことで、結局勧告されたそのまゝが、いまだかつて実施されたためしがない、こういうことを私は強調して申し上げたわけでありませう。

○船越委員 野村先生にちよつとお伺いしたいのでありますが、労働法十八條に、いわゆる労使双方の協議が着実に入つてゐる。この却下するといふことが違法であるか、あるいは不当であるかといふことについては私は知らぬけれども、少くとも不当であると思はれる場合に、救済する方法がない、何かそこに條項を入れたらどうか、こういうようなお話であつたように思いますが、もし不当な却下がなされた場合には、これを救済するにどういふような方法をとつたらよろしうございませうか。お教え願ひたい。

○永岡公達人 私自身としては明確な案を持つてゐるというより、どちらかというところ、従来のように申請をして、予告期間的な意味において期間を経過させる方がむしろ妥当であるといふ基本的な考えを持つておるわけでありませう。ですからこのやうな場合における対策といふものは、私は別に用意しておりませう。しかしもしこういう申請却下といふやうなことを許すことになると、私はこれで行政事件訴訟特例法などによる訴訟をなし得るかといふことも若干疑問に思つてゐるわけですね。もしなし得たとしても、實際どういふ事案に対する救済としては、もう間に合はなくなるといふやうなことも考えられるわけですね。従つてそういうやうな絶対的な立場に置くやうな形の行政委員会の却下といふやうなやり方は、なるべく避ける方がいいといふのが、実は私の申し上げたい点であります。

○森山委員 参考のために伺つておきたいのですが、現在の総評の運動方針、先ほど指摘いたしましたのが、一月二十三日の総評幹事会で審議決定を見た春季闘争の展望と行動計画によると、春季闘争のねらいどころは再軍備反対闘争に集約することを前提として、彈圧法規反対といふ立場で闘う。ななうちこういつたいいわゆる労働法の改悪に對して闘う、あるいは賃金問題にいたしまして、従来のCPIによる方式をやめて、マーケット・ベース方式を立ててゐる。そういう方針をあなたはここでさしつかえないといふ御意見でありますか。

○箕浦公達人 ただいまのお説は、私の申し上げたのはそういう個々の運動の――たとえば総評の運動の方針といふやうなものは、そのとき／＼の情勢でずいぶんかわると思ひますが、これ

はそういうふうな性格を今の労働組合の性格できつち規定することはできないのであつて、大体の運動の範囲を、現在の労働組合法の範囲できめておけばさしつかえない。もしもその他のいろいろの派生的な問題につきましても、先ほど申し上げたような労働組合法以外の法律をもつても取締らなければならぬ、こういうふうな考えを持つてゐるわけでありませう。

○森山委員 そういふ労働運動の本筋でないものは他の法規でやればいいというお話なんですか、ただあなただが改正法に対する基本的な心構えとして、現在の労働運動の性格、あるいは過去における実績をどういふように理解されるかというのを伺いたかつた。だから具体的にひとつ指摘いたしましたように、何と申しましたが総評は労働運動の大本山である。その幹事会ではきつち政治性過重の決議を決定している。そういう問題をあなたはどういふように理解されるかということをお伺いたかつた。これは何、大したことではない、いわばお経の文句みたいなものだと言われればけっこうですが、御認識のほどをお伺いたしたいのです。

○箕浦公述人 ただいまのお尋ねは、私といたしましては、総評がそういうふうな意見を發表されましたと、それは総評の御意見でありまして、私もといたしましてはそれがわが国の労働運動のほんとうのあり方であるかどうかということについては、これが正しいあり方であるというふうには理解しておりません。

○森山委員 それでは永岡さんはどういふお考えですか。

○永岡公述人 今の質問の要旨は、現

在の総評の運動方針をどう考えるか。総評傘下の組合でありまして、その決定は自認いたします。

○森山委員 総評傘下の組合でその方針が正しいというならば、あなたの方針が正しい運動は、一切最後には再軍備反対闘争に役立つように、何でもかんでもやつてゐるというふうに理解してよろしいのですか。労働法規でもいろいろ論議があるけれども、それをうんとけちをつけて改悪闘争ということに闘争をして、最後は再軍備反対の闘争に集約してある。こういうふうな書いてあるあなたの方針の指導方針は、それについて思つてゐるかどうか。これを伺つてゐるのです。

○島田委員 永岡さん、答弁ありませんか……。

○森山委員 まあいいでしょう。箕浦さんにお伺いたしますが、労働法の第十八条について／＼御説がありまして。あなたのお説を聞いておきますと、十八條についての今度の改正案は、あまり役に立たないというふうなお話ですが、そういうふうな考へてよろしうございませうか。

○箕浦公述人 よろしうございませう。

○森山委員 しかればこれに対する対応策は、やはり予告制度でいいというふうなお考えですか。

○箕浦公述人 さようでございます。

○森山委員 次に緊急調整は、やはりあなたのお考えだとあまりいらぬといふようなお話だが、もしこれを適用される必要があるならば、やはり他の治安的な法規によつてこれに対応するといふような御意見でありませうか、ちよつと伺いたいと思ひます。

○箕浦公述人 この緊急調整の問題は、ある程度緊急調整でなし得る範囲のものもございしますが、その多くは緊急調整の措置を講じても、なおその範囲を逸脱するものがあるから、その分については他の立法で行きたい、こういう意味であります。

○森山委員 先ほどのあなたのお話を伺うと、緊急調整については治安立法措置によつて取上げるべきではないかという御意見に伺つた。そうすると治安立法措置があれば、緊急調整はいらないということになるのじやないかという疑念がありますので、もう一度はつきりしてください。

○箕浦公述人 私の申し上げましたのは、緊急措置を講じて、その間五十日間の争議行為停止ということについては、私は必ずしも反対しない。しかし五十日間という期限がありますので、その期限というものが、現在の状況からいいますとあまり活用されておらない。ですからそういう場合には、五十日間というものがあつても、なお治安のためにほかの法律が必要である。だからたといふふうな調整の規定を設けても、やはり最後には治安立法措置といふものが必要である、こういうことを申し上げたのです。

○森山委員 要するにあなたの意見は、必ずしも反対じやない。必ずしもという副詞句がついてゐる。さらに実際やつてみて、今までの冷却期間の実績等からみて効果が上らぬのじやないか、こういう御意見ですね。

○箕浦公述人 はい。

○森山委員 次に北岡さんにお伺いたしますが、先ほど真実の民主主義者、自由主義者が立法に反対しておる。反

対の理由として、日本の政府を信用しない、外国でもそうだというお話がございました。日本の政府というのは今の吉田自由党内閣のことを言われるのですか。

○北岡公述人 私の見る限りにおきましては、必ずしも吉田自由党内閣のみじやなくて、日本の政府に對しては、いづれも知識人、文化人という連中はどうも信頼しないわけでありませう。ことに私は、大学教授とか、学術會議の人なんかは接して見ても、彼らはみな戦時中に非常な弾圧をせられた記憶を呼び起して、日本の政府といふものは、一旦権力を與えられればすぐそういうふうな弾圧するといふ考へを持つてゐると思つたから申し上げたのであります。

○森山委員 先ほどわが国の労働法の特質として、労働者に広汎な爭議權を認められてゐる。その理由の一つとして、この法案の眞の立法者は日本政府ではなくして進駐軍であつた。しかもその進駐軍の政策が日本の民主化といふことにあつたといふお話がありまして、それから侵略国家にならぬといふに、そういう考へ方のもとに、この労働立法がなされたのだというお話、これはおそろしく私は、終戦後のアメリカの外交政策、デイト・ロケット・ポリシーに、日本の占領の第一の目的は日本を民主化するにあらう。すなわちデモクラシー・シヨンのことが第一の目的、第二に日本を軍事的に無力にする、足腰の立たないやうにする、いわゆるデイト・ミラタリゼーションが目的であつた。要するにこの二つの目標の上に立つて日本の労働立法がなされた、こういうことではないですか。

○北岡公述人 さようでございます。

○森山委員 しかれば終戦直後におけるアメリカの政策に對して批判を持つ者の立場は、この労働立法の改正といふものが当然考えられなければならないといふことになるのでございませうか。

○北岡公述人 そういふように簡単に言えないと思ひます。やはり占領政策に批判を持ちます者でありまして、労働立法とか、憲法に與えられた民主化に對しては、非常に賛成するといふものがむしろ日本の現状じやないかと私は思ひます。

○森山委員 最後に野村先生にお尋ねいたしますが、先生の先ほど来のお話は、大学の講義としては非常にけつこうであります。われ／＼国会議員の立場から申しますと、もう少し具体的な結論がいたされたかつたと思つてあります。たとえば冷却期間として調停申請をいたしますが、煮詰まらなければ却下するといふことが、労働委員会が却下した場合において、これは違法であるか、不当であるかといふことについて疑念があるとおつしやいました。先生はこれを違法とされるものか、あるいは不当とされるものか。すなわち救済措置が認められるべきものであるか、認められないものであるか、この法律が制定された場合において、先生の学説をひとつこの際につきりきめていたきたい。もつとも今まだわからないのだといふお話だつたら、けつこうでございます。

○野村公述人 私はそういうことにつきては、実は疑念があるから疑念があると申し上げたのでありまして、はつきりしておればはつきり申し上げ

るのであります。

○森山委員 そすると、労働法の第十八條の規定については、先生は今度冷却期間を十五日にして、却下制度を設けても、これはうまく行かないぞというのを言われますが、そのかわりに、ただちに労働大臣等に対する予告制度というものをかえてよいという御意見をもちこたえてよろうか。

○野村公達人 私は、この問題に対する基本的な考え方は、大体はうつつおきまして一定期間経過しなければ実質は争議は起らないであろうという考え方を持っているということ。それからその場合に、公益事業においては必ず一般公衆に対する予告手段を組合はとつて来たということ。この二つがありまして、こういうような規定を置くことをやらないでもさしつかえないというのが、私のほんとうの考え方でございます。だからといって言うならば、公衆に対して予告をするということとを政府に請求し、政府がそれにかわつて、新聞やラジオ等を使つて公表してやるというふうな手段をとつて行くのがよいのではなからうかと考えておるわけでございます。

○森山委員 最後に、緊急調整の制度については、これは必要ないという御意見でございますか。

○野村公達人 その通りであります。

○森山委員 箕浦さんへ伺いたいと思つて、野村先生からのお話ですと、罰則について非常にへんばであるという御意見がございました。労働法の第三十九條においては、これは個人罰に切りかえておる、しかるに四十條の不利取扱の禁止は、罰則をなくして、不当労働行為に切りかえてお

る、これは非常にへんばじやないかというふうなお話がありました。が、あなたはこれをいかに考へになつておられますか。

○箕浦公達人 今の問題につきまして、私は、私としては今まとまつた意見を持つておりません。

○島田委員長 熊本虎三君。

○熊本委員 箕浦さんにお尋ねしたいのです。私も先ほど公達を拜聴いたして、おりました。が、労働運動がいかにも不信で、なか／＼今の労働組合法では手ぬるいというふうな前提が多分に使われたのでございまして、労働組合法は、私が言うまでもなく、保護立法として労働階級の最低の保障をするという建前で立法がされておるものと、私も確信して来ております。ただいまの改正、たとえば労働法の改正にいたしましても、午前中も私言つたのでありますが、どう見ても規制の方に重点をおいていて、保護立法から規制法にかへようとしている。それに加えて、箕浦さんは、まだ足りないのだというお言葉のようでありまして、日本の労働法は保護立法では行けなくて、規制一点で行かなければいけない状況だとお考えかどうか、それをちよつと承つておきたい。

○箕浦公達人 私の申し上げたのは、現在の労働法規が労働者の保護にあるというところは、私も当然として認めますが、同時に、それだからその保護を薄くして弾圧法規にしろということを申し上げたのではないのであります。すなわち当然あるべき労働運動であるならば、それは何も干渉する必要もなければ、取締る必要もないが、そののを越えたる運動については、治安立

法その他で取締らなければならぬ、こういうことを私は申し上げたのであります。

○熊本委員 大分わかつて参りました。が、のりを越えなかつたかというところは、一体だれが判断するかということでございます。それはおの／＼の立場でいかうとも判断されるおそれが多分にあるわけでありまして、そこで基本的にはあくまでも保護立法といひまして、そうして、もし労働運動がまだ未熟で足りないところがあるならば、この法をさらに追加して、日本の労働運動があくまでも正常なる労働運動によるがごとくに協力すべきである、私は考へてゐるのであります。が、見込みがないから、もう規制法にかわつてもやむを得ないのだというふうなお考えだと、私と相当開きがあるかと思つてございまして、その点はどうでしょう。

○箕浦公達人 私の申し上げたのは、労働法規というものがすべて規制法規になつてよろしいというところは申し上げないのではありません。治安立法その他の法律ができました。これはあくまでも労働法以外の法律でありまして、つまり労働法にきめられました正しい労働運動というものを阻止する意味ではないのであります。

○熊本委員 大分明確になつて参りました。そこで箕浦さんにお聞きするのは、少し酷かと思つていただけます。なるほど労働争議も、終戦後の労働争議を見ましても、必ずしも行き過ぎがなかつたとは私も言えないと思つて、しかしながらあのドッジ・プラン以来経営者側が非常に強化されて、あらゆる問題についてやはり経営を中心と

してものを考へて、労働行政に關してはどうしても反動化している。だから労働組合といたしましても、みずから自衛し、あくまでも健全な方向へ逸脱なからしめるように努力することが、逆に経営者側からはなめられるという珍現象すらも出て来ている節が多分にあるわけでありまして。たとえば労働協約のごときは、あくまでもお互いが平和裡に労働問題を処理したいという基本的な観念に基いて、労働組合からこれを求めている。しかるにそれが半年かかつて、一年かかつてもできない。あつたものでも無協約状態になつてゐる。こういうもののおおむねは、経営者があまりに労働階級の單純率直なる氣持を包容する能力がないのか、あるいは意識的か知りませんが、それとも、経営者側からこれを遷延し、そうしてそのことのために労働争議が起る来るというふうな、まことに残念し

ごくな状態がなしとしない。こういう形でやつて参りますれば、戦前における労働組合は、御承知の通り争議調停法というものが出たのでありますけれども、それは現象に対してはうつつおけないからできたにすぎない。他の保護立法というものは一つもなかつたわけでありまして。にもかかわらず労働運動も、労働争議も、戦争中軍の強力なる弾圧をもつて初めてこれが解決するに至つたのでありますけれども、しかしながらあの弾圧の中においてだけのものが行われて来ているわけでありまして。従つてこういうふうな現象の中において、今労働組合運動もできただけ行き過ぎを清算して、堅実化しようとして努力の過程にあるにかかわ

らず、追いつきをかけるがごときことは、はなはだ残念しごくだと考へてゐるわけでございますが、これらの点についてのお考へ方をただしておきたいと思ひます。

○箕浦公達人 今のお話であります。が、経営者の方が、たとえば一例を労働協約にとりますと、これは戦後ただちにできました労働協約は、あれはむしろ労働組合の宣言文に経営者が調印したようなものでありまして、経営者と労働者が対等の立場で結んだ契約ではないと私は考へておるのであります。従つて、その後日本の経済事情もやや復興して参りまして、そうしてどうしても一本立ちの経済にならなければならぬ。経営者としての立場をもつと明確に把握しなければならぬという立場になつたがゆゑに、一応過去にとらえた線をもつてこれを動かすべからざる線とするならば、それは経営者の反動でありましょう。しかしながら経営者としては当然帰るべき線に帰つたのであるのだ、かように私は信じておるのであります。従つて今の労働協約が、非常に停頓してできない面もあることは私も承知しておりますが、私はこゝでもう一べん労働協約を、妙なゆがんだ形で結びたくない。やはり正しい労使対等の立場で、明らかな、ほんとうの産業平和を願ふところの労働協約が、各方面で結ばれてほしい。そういう意味におきまして、こゝで無理に労働協約の締結促進などということとは、実は現在やつておりません。そういう意味であります。

なお熊本さんのお話のように、労働運動の指導者のお考へが、熊本さんのようなお考へであれば、日本の労働運

動もしつかり行くのだから、かように考えております。

○熊本委員 私がほめられてもどうも赤面の至りであります。もちろん私も御承知の通り行き過ぎはたまたまとして、いろいろ言われながらも微力を捧げて参つております。しかし微力を捧げて、もつて正常化しようとするこれらの運動を、うずくに巻いて、あえて反抗運動をやらせなければならぬという点ではないと私は思う。なるほど労働協約にいたしても、従来の関係から見ても、多少の行き過ぎがあるという点があつたかも知れません。しかし一ぺんにためることのために、無協約状態に置いて団交で来い。決裂すれば争議で来いという構えは、経営者としてとらるべき態度ではない。この点は経営者側としても十分なるしんしやくをして、率直、單純な労働者を不安と動搖の中に追ひ込むがごとき処置は、健全な態度ではないと私は考へておるわけですが。この点はいくら言つても今のところは議論になるかも知れませんから、お考えおきを願つておきたいと思ひます。

今度の法案は何と言ひましても、労働法に關する限りは労働者規制一本で、一つも経営者側の方面に對して、ここをどういふにしようという研究すらしてないことは事実であります。従つて、どういふまじめな組合運動者も、こういうことでは次に来るべきものが恐ろしいという不安の念にかられることもやむを得ない。こういう立場にあることをお考え願ひなければならぬであらうと考へます。北岡先生からいろいろお話がござりますが、私はその中で最後が一番かんじんだと存

じます。要するに政府を信頼しないということ、これが日本の労働運動を健全化し、正常化するために最も害悪になる元なのです。それをどう信用せしめるかというところは、やはり政府自体が時局に即應をして、労働階級に多少の手落ちがあるにいたしましても、これに對して大いなる幅を持つた、これを包容し、育成するという雅量がないところから、逆に政府の信頼がなくなつて不安が出て来、現われておるもの以上は労働階級をして戦慄せしめ、かつての戦争以前の二の舞いが再び来るのではないかとと思はれるところに、問題はますます深刻になる。私はかように考へておるものでありまして、最後に先生の言われましたことはもつとも重大だと私は考へておりますが、やはり先生もそういうお考えであるかどうかというところを、お尋ねしておきたいと思ひます。

○北岡公達人 日本政府は、今あなたのおつしやつたように、過去、戦争前においてさん／＼法規を濫用して、国民の自由を弾圧したという前科者でありまして、吉田内閣がその前科を引継ぐべき理由は、どうもないのでありますけれども、日本政府と申しますと、やはりその過去の悪い印象が残りますから、私はそういうことのないといふことをはつきりと中外に表明すればいいと思ひます。その方法はいかに口約束をしても、いかに口約束をしても、労働協約という国際的の標準を採用することを世界に向つて誓約すればいい。そうしますれば、労働法を濫用し、労働者の自由、団結権、争議権等を不当に弾圧しますならば、そこ

である程度以上の濫用はできないということになりまして、それからまた諸外国は、日本の労働立法などに関しましてはあまり知らないものでございまして、そこで今度日本が労働立法を改悪するのだ、せつかくアメリカさんが来て、進駐軍が日本の民主化のためにつくつたところの労働法を、日本反动内閣がこれをかえるのだといひますと、やはり日本というのは反動的なものであるという先入主がございまして、いろいろ／＼非常な不安を感じます。最近いろいろ／＼外国のものを見ますと、どうも日本の最近の共産党の抑制に對する法律の必要は、みな認めておるようございまして、こういう感じが皆持つておる。そこで行き先は恐ろしくないので、これだけのことは世界に向つてコミットする、約束するから、これを守らなかつたらどうも調査団をもつて日本を調査してくれといふことを天下に聲明しますれば、外国も日本を信頼するのではないかと。私は具体的な方法としては、国際労働協約の批准をする。その批准の範圍内でやらねばならぬとあるのではありませんか。経済の維持、経済の自立のためには、必要な団結権、争議権の抑制といふことは、やらなければならぬと思ひますから、大いにおやりになつたらいいだらうと思ひます。

○熊本委員 時間がありませぬし、それでは困りますからあとで先生にも教わりに参らうと思ひますが、とにかく最近の吉田内閣のつておられます諸政策は、あくまでもへんばなものと私は見ておる。たとへて言ひますならば、今鐵道産業も非常に楽ではない

のでありますが、かつては御承知の通り六十何億という利益をせしめておいて、労働者が年末手当を要求しても、ストをもつてしなければ年末手当を出さない。そうしておいて、一方に運動の行き過ぎが多少もあるからということと組合を規制しようとするのは、ますます／＼これを激成することになると私は考へます。従つてそういうことが片鱗としてここに現れておると、私も見ざるを得ない。従つて問題は、吉田内閣がこういうものを出す必要があつて出そうとするならば、当然公平なものを出すべきである。経営者側にも多くの行き過ぎがあるわけなので、これらについて、問題をせめて兼ね合ひにしたものを出すべきではないか。つたろうかという考へ方を、日本の将来のために考へるわけで、この点は北岡先生も一致するのではないかと、こう思ひますが、念のためお答え願ひれば幸ひだと思ひます。

○北岡公達人 私はどうもあまり一致してないように思ひます。私が見聞する限りにおきましては、日本の自由主義者、民主主義者のこの破防法とか労働法に對する反対は、吉田内閣が現実においていふことをやつたといふ、吉田内閣に對する不安にあらずして、日本の政府そのものに對する不安である。おおむね戦前においてやつた抑圧を思い起しおるようでありまして、従つて私は、吉田内閣もいろいろ失政があるでしようが、それはそれな失政のものと思つていい。むしろ大したものと思つていい。むしろ戦前の日本政府の信用を回復しなければならぬ、この私は思つておる次第でございまして、この法律としましては、そうへんばななものと思ひない。

これは公益と争議権との調節でありまして、公益という点から申しますれば、労働争議権というものは相当尊重しておる。これでもしうまく行かなかつたならば、もう少し労働争議権の方に譲歩をお願いしなければならぬのじやないかとさへ私は思つております。おほめいただいたやうであります。熊本さんとあまり意見が一致してないやうでございまして、一言申し上げておきます。

○農田委員長 柄澤孝子君。

○柄澤委員 箕浦公達人にお聞きしたいと思ひます。先ほど来のお話では、労使の協約の状態が帰るべき線にだんだんに歸つて来たのであつて、今の状態はむしろ當然であるといふやうな御見解であつたと思ひますが、どういふのでなつて、メーデーのあの事件等について、海外では非常に遺憾なこととして、自分ははつきりしたかと思ひます。自分にははつきりしたかと思ひます。自分にははつきりしたかと思ひます。自分にははつきりしたかと思ひます。

○北岡公達人 私はどうもあまり一致してないように思ひます。私が見聞する限りにおきましては、日本の自由主義者、民主主義者のこの破防法とか労働法に對する反対は、吉田内閣が現実においていふことをやつたといふ、吉田内閣に對する不安にあらずして、日本の政府そのものに對する不安である。おおむね戦前においてやつた抑圧を思い起しおるようでありまして、従つて私は、吉田内閣もいろいろ失政があるでしようが、それはそれな失政のものと思つていい。むしろ大したものと思つていい。むしろ戦前の日本政府の信用を回復しなければならぬ、この私は思つておる次第でございまして、この法律としましては、そうへんばななものと思ひない。

にもとるその大きな役割をやっているのではないかというふうに、明らかに非難の輿論があるように承つております。そこで、占領軍が参りまして、占領政策によつて労働組合をつくらせた。

○箕浦公述人　ただいまお話の、戦前にもどるといふことの意味が私にははつきりしないのであります。日本の経営者といえども、戦後あつたような、会社の経営状況がどうあらうとも、とにかく労働者をかかえてそれを食べさせて行かなければならぬということ、つぶれた会社、工場もずいぶんあつたのであります。そういうふうな状況の中では、とうてい長く続くことはできな

いのであります。そこで、すべての企業が経済的にも独立するような態様を整えねばならぬ。その意味におきましては、やはり経営者としても、経営者としてのしつかりした地歩を固めて、あくまでも労働者と対等の立場で話合いを付けて、仕事をして行くことを申すだけならばならぬ。こういうことを申し上げたのであります。戦前にもどしどしという表現が私にははつきりいたしません。が、私どもの考えはいたしましては、あくまでも労働組合の健全なる発達をいねがうて、そうして健全なる労働組合との提携によつて、産業平和のもとに産業の経営をやつて行きたいということであつて、こういうこと以外に考えはないわけであります。またそうでないと、国際競争場裡に立つても太刀打ちができないというふうに考えております。

○柄澤委員　ただいまのお言葉の中からは、産業平和ということ、ストをやらなな態様をいという状態で、労働者からスト権をとつた状態ということを意味しておるのでございますか。

○箕浦公述人 これは非常にむずかしい御質問であります。私どもは労働組合からスト権をとることを念願しております。あくまでも労働組合としてりつばな労働組合であるならば、ストをしなければならぬときには当然ストをされるであります。ですから今の段階において、ストをやるのがよいとか悪いかという判断の問題は、おのづからその立場によつて判断が違います。したが、とにかく原則論といたしましては、あくまでも労働組合はストをやつてはいかぬとか、スト権を奪つて産業不和をやるうとかいうような意味

ではごさいません。

○柄澤委員 ただいまのお言葉によりますと、日本にはりつばな労組が少いというような意味の御発言があつたと思ひますが、熊本さんの所屬しておられますところの総同盟なんかは、ストライキをやらないということを宣言されたようでございますが、今の日本の危機に際して、ストを放棄している組合はほとんどないようで、ほとんどがストをやらなければならぬ状態だというふうに、ただいまの日本の国情を理解しておるのでございます。先ほど産業の平和ということをおつしやつたのでございますが、これは私どもは、労働組合だけの御意見ではなく、資本家団体からの御意見等でも承つておることでございます。先ほど野村先生が

持たなくとも、そのようなささやかな人権蹂躪に対して要求を出して立ち上つても、政府はそれを政治的な問題としてこれを押えようとしておる、また押えておる、こういう事実がございいますが、あなたのお話によると、ストをやるべきときにはやるという組合は、りつばな組合であるというふうにおつしやつておりますが、産業の平和というこの内容が、どういうふうなものか、抽象的な言葉ではわからないので、具体的には日本の労働者の状態や、資本家の状態というものは、行政協定というものによつて全面的に支配されて来ておると思うのでありますが、そういうときにおける産業の平和というのは、どういうようなものでございましょうか。

○實浦公述人　非常にお立場が私と違
うようでありまして、どうも非常に理
解のできぬ点がございまするので、私
は御答弁を控えさせていただきとう存
じます。

○**柄澤委員** 立場がどうも違うという御答弁でありますれば、しかたがございませぬ。

北岡さんにお伺いしておきたいと思ひます。先ほどの公述の中にございしましたが、先生の御意見では、国際的の労働條約に参加すべきだといふうなことをおつしやつておつたと思ひます。しかしながら今の吉田内閣は、多少の失政もあるだらうけれどもといふ、御遠慮したような表現で言つておられたように思ひますが、国際的な労働條約に入るにいたしましても、国際的な労働組合の機關からこのたびの、改正と申しておりますが、改悪に対して抗議されておる。つまり機關の決定

として、明らかに彈圧法として抗議を受けておるわけでございます。そういうような状態におきまして、この法律をそのままにしておいて、国際的な労働機関に参加することは、これはごく矛盾しておると思うのでございますが、いかがでございましょうか。

○北岡公述人 私の寛限の範圍におきましては、この法律をちゃんと正解しまして、しかもこれに対して抗議が来ておることはないと思うのであります。むしろ将来の不安だろうと思ひます。もし抗議が来ておりまして、これは十分その法律の内容を了解しないものだろうと思ひます。百歩譲りまして、かりにこの法律に対して抗議が来ておりまして、これは労働組合の考えでございます。国際労働機関というものは、政府と労働者と資本家の三者構成でありまして、その三者の委員会者の間で十分審議した上で、国際労働條約に違反しておるとすれば、日本に對していろいろめんどうな糾問が来まするけれども、しかし單に労働組合が抗議しただけでは、日本は労働條約の違反にはならない。そうして私の了解しております範圍におきましては、国際労働條約中の団結権保障に関する條約は、一步進めて言えば、公益のためにはならないのでありますから、どこからでも抗議は来ない。日本は世界の標準を守つておるということになるのでありますから、必ず内外の信用を博し、日本の労働條件はこれ以上は下つても、その最低線を確保するゆえんであらうと思ひます。

○島田委員長 柄澤委員大分時間が経過しておりますので、この辺でおいではどうかと思います。

○柄澤委員 それではそういうことにいたします。

○島田委員長 中原健次君。

○中原委員 私は箕浦さんに伺いたいと思います。箕浦さんの御発言の中で、たとえばこの三十五條の二の緊急調整の條項は、あえて反対はせぬけれども、これはまた別に治安立法的な措置をもつて施策を行う方がよからう、こういうふうに言われたかと思ひます。そうだとすれば、箕浦さんの御見解では、この緊急調整というものは、多分に治安的な性格を内容としておる、こういうふうな御指摘になったことになると思ふのですが、その点はいかがですか。

○箕浦公達人 緊急措置をとらなければならぬような場合は、おそらくゼネストとか政治ストとかいったことだろうと思ひますが、その場合に、この緊急措置をとりまして、五十日間の争議の禁止をやりまして、この緊急事態の性格そのものから見まして、やはり労働法だけではまかない切れない面があると思ひますので、その際には、やはり別個に治安立法といったようなとりきめがなければいけないのじやないか、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○中原委員 それでは労働争議の方向が、労働者の社会的、経済的地位を向上するためになされる場合ではなくして、むしろ社会の秩序をかき乱すようなものを内包しておる場合が多い。こういうふうな言われたように思ふのでありますが、そのように拜聴してよろしうございませうか。そうだといたしますれば、私はまず、労働者のために労働権あるいは人としての基本権を確保するための憲法ができてまして、その憲法の精神にのつとつて、労働諸施策が行われることを要請されて、今日に至つたと思ひます。そうすると、その憲法の示す範囲の中で、その方向において労働階級の行動が逸脱してなされるというふうな御認識に相なられるとするならば、元へ返しまして、どうも憲法がじやまになるということにながらうに思ふのですが、この点はいかがですか。

○箕浦公達人 憲法がじやまになるというお話は私にはわからないのでありますが、たゞ今治安立法ができまして、憲法で保障された人権を蹂躪しようといったような治安立法を期待しておるわけではないのでありまして、つまりその範囲を逸脱しておるものに対してのみ取締りをする、こういうことを私どもは言つておるのであります。

○中原委員 その逸脱というのがなかなか問題になるのですが、抽象的に逸脱という御説明では、実は理解いたしかねるのであります。おそらく現実に出つておる各種の、少くとも大きい争議というふうなものに対して、そのような御見解を持つておいてなるからこそ、そういう御議論も出たのではなからうかと思ひます。それでこれをもう少し具体的に、たとえばどういふ場合にあなたの御指摘になるような逸脱した行為と目されるような争議があつたか、これをまず御指摘いただきまして、私どもの判断に資したいと思ひます。

○箕浦公達人 私は、過去の事例を申し上げるとちよつと困るのであります。が、今の治安立法というものは、中原さんの希望されるところは、これを具体的にこう／＼だと言へという御注文のようでありまして、このことは実はなか／＼微妙な点もありまして、私もな／＼といたしましては、具体的にこれの場合というふうな指摘はいたしかねる次第であります。

○中原委員 それではその件につきましては差控えます。大体お心のうちがわかるのです。お立場がお立場ですから、どうしてもその一方の立場に偏して御解釈になられるのはごもつともだと思ひます。ただ日本の労働者はそれを承認せぬといふことだけは申し上げておきます。そこで先ほどのお話の中で、対等の立場で協約を結びたいということをしきりに御指摘になりまして、なるほど労使とも対等の立場で協約を進めて行くといふことは、私も願つておるところであります。そうならば、今日の労使の関係は、今日までの法規だけの範囲内において対等であつたのかといふことなんですね。私どもはこのことにつきまして、必ずしも現行法規の範囲内におきましても、いろいろ／＼そこに例外規定もありまして、対等な立場によつて協約を締結することが困難である場合もししばしば見受けておるわけでありまして、さらに加へると、最近／＼法律関係並びに労働関係諸法規の改正に伴ひまして、労働階級の立場がいわば非常に抑圧される傾向になつて来たことに気づくのであります。そうなつて来ますと、労働関係調整法その他、ことに労働関係調整法の中で吟味して参ります

ても、対等の立場を失おうとしておるのはむしろ労働者の側ではなからうか。こういうふうな私は思ふのです。たとえば三十五條の二について見ましても、労働大臣の判断で、労働者の対等の立場を保障する争議権を押えられ

ている、こういう点から考えますと、この立法はかえつてあなたの御指摘になりました、経営者の立場を対等にもどしたいと仰せになられますことよりは、労働者の立場の方が一層対等性を奪われつつある、こういうことになると思ふのですが、この辺はどういうふうに御解釈でありますか。

○箕浦公達人 私が労使対等の立場で協約云々と言ふことは、先ほど労働協約のお話が出ました場合に申し上げたのでありまして、この労働法の改正をかくのごとく行わなければ、労使対等の立場が保たれないといふことを申し上げたわけではないのでありまして、労働協約を結ぶ場合には、あくまでも労使対等の自由な立場で、公正な労働協約を結ばなければならぬ、こういうことを申し上げたのであります。

○中原委員 まことに同感であります。そういうふうな立場に保障づけられるような法的措置といふものが要望されておると思ひます。そういうような観点から考えますと、ただいまここで一応問題になつております三法案については、相当批判の余地があるように思ひます。むしろこれは箕浦さん御指摘になられたと思ひますが、こういうふうな措置を講ずることに伴ひまして、労使関係というものは平和的な円満な結論へおもむくのではなしに、かえつて一層その間のみぞを深めるといふ形に迫り込まれる、そういう

場合が多いように受けとれるのであります。従ひましてまず一番大切なことは、労働者の発言、労働者の行動、こういうふうなものを對して、やはり憲法がさし示したような、そういうおおらかな線でこれを確認して行く。そうして責任をみずから背負ひながら、労働者はその線で発言し、行動して行くといふことになつて参りますれば、こういう煩わしいものはなくて、よき結論が出るのではなからうか、こういうふうに私どもは解するのであります。この点につきまして、私はこの際北岡さんの御見解を伺つてみたいと思ひます。いろいろ／＼北岡さんの御説の中には、しばらく私どもの耳に聞いたことのない響きと與えられましたので、ひとまずここで北岡さんの御見解を聞いてみたいと思ひます。

○北岡公達人 どの点を質問せられましたが、ちよつと捕捉せられないのであります。私はこの法律の一番重要な緊急調整並びに公益事業に関するところは、公益と労働争議権の調節である、そして私は、少しがんなやうでございまして、公益のためには労働争議権はもう少し譲歩していただいてもいい、こういうような考えを持つておる。そのほかの点は、すべて事業主と労働者と両方が賛成したやうなものではないかと思ふのです。もつともこの中に公務員の現業員に団体交渉権を與えるといふことは、あるいは使用者側は反対せられるかも知れませんが、せめて、これにつきましても、抽象的な理論としましては、現在鉄道事業の現業員に對しては団体交渉権が與えられておるのですから、この程度

の団結権を與えるのはやむを得ないと

思うのでありまして、この法律はそう大してどちらに片寄るといつたようなものとも私は思わないのであります。ちよつと御質問の要点に触れなかつたかとも思いますが、私の見解を申し述べます。

○中原委員 時間の制限もありますので、逐一指摘して御見解をさらに伺うということはできないのですが、ただ問題は、もの考へ方の基本的なより場所、これがこの法を私ども吟味して参りましたために非常に重要なことかと考えますので、お尋ねしておるわけですが、大体あなたの方のお立場から判断いたしましたも、労働問題に關しては相当造詣をお持ちのように私も思ふのであります。そうであるならば、労働権というものは必ずしもつてどういふふうな理解したらいいか、労働権に対する理解がはつきりして来ぬことには、私はやはりすべての現象が間違えられて理解され、論議されて行く、こういうふうに思ひます。ここで労働権というものについて、一応御意見を拜聴したいと思ひます。

○北岡公進人 労働権に關しましては三つの学説がございますが、私はやはり自由権の一種である、国が保障した自由権であるという解釈をとつております。

○中原委員 それでは自由権と拜聴いたします。自由権ということとは、労働者が自分の意思に従つて行動する意味かと思ひますが、しかしそれは結局人間は生きるということが一応基礎になると思ひます。そうすると生きるという立場からいろいろな自由意思がそこに生れて来ると思ひます。そうだといたしますと、労働階級が生きたるため

に国はいろいろ配慮してやることになるのだと考へる。そのためには、生きることを国家が法的に保障して行くといふふうになるのではなからうかと思ひます。国家が生きてゐることを法的に保障して、政府政策の上でこれを保障して行くといふことでありますならば、今日わが日本の労働階級は、一体どういふ生活水準にどういふ生活圏的な地位におるかということが、当然問題になると思ひます。これが押し下げられておつたのが今までの実情でありまして、現在もそうでありまして、これを奪回させよう、労働者も合理的な方法によつてその圧縮された、弱められた生きる権利を取返させてやろうといふところに私は法的な措置なり、政治的な考慮があるものだと思うのであります。そうなつて参りますと、今日の段階で、日本の労働者がいろいろな面でだん／＼生活の水準を取返すことに困難な條件が出て参りました。ことにそれを主張いたしますものとして、要するに團結権、団体交渉権といううなものを行使いたしましたとしても、何とかんとかそこに文句がつかまして、これが圧縮されて行く、しかもその規制いたします方面といたしましては、これは公共の利益にそぐわさることであるからというふうな判断で、これが圧縮されようとしておるのであります。そうなることといたしまして、公共の福祉云々の規定づけが非常に問題になると思ひます。この規定づけが、輕率にしかも一方に偏してなされまゝです。公共の福祉の一番基礎條件である勤労者の生活が、もうその辺からこわされて行くというふうなかつこうに

なるのじやなからうか、今まで長い間それを喪失して参りました日本の労働者が、わすかでもそれを取返そうとして努力している過程において、もうそれを押えられて行くといふことになりまして、これは労働の基本権はとていつ守ることができないと思ひます。しかもそれがだん／＼最近——政治的な線で行動するから云々というこゝとで、政治ストと名づけまして、政治ストといふことが何か非合法的な暴力的なものであるかのようなことが、しかも政府の方からしきりに宣伝されておる。これははなはだ遺憾に思ひます。おのずから政治経済の關係といふものが整然と分離したいものがあるものであります。どうしてもある部分は政治的なものになつてゐるものとある部分とを分離したいものがあると思ひます。たとえば労働者の権限を制するやうな法律がしかれようとするならば、労働者が反対の行動を起さなければならぬ。今日まで辛うじて保障された自分の最低の線でありまして、これを守ろうとする動きは当然あるべきはです。そういう場合にその行動は政治行動であるから、これは許されぬといふやうな形でどんな押されて参りましたのでは、やはり北岡さんも御指摘になられましたやうな意味においても、自由権は制奪されてしまふといふことになるのではなかつたかと考へます。そういう点につきまして学を持つておられる北岡さんなら、私は平靜な御判断が出て来ると思ひまして、期待して申し上げたのです。が、どうでしょう。今の段階でそれでもなおかつ労働階級のやむを得ないといふ権が蹂躪される場合、やむを得ないといふことで、一方面的な見解ですべてを押し切られても、この程度の法によつて律せられる限度のものならばやむを得ないといふことになりませんか、それをひとつ伺つておきたい。

○北岡公進人 中原さんのお言葉は非常に重要な問題を含んでおりますので、もし時間が許されますならば何時間でもやるつもりであります。そんな時間もないので、ごくかいつまんで申し上げます。

労働者の最低生活を保障するといふことは、近代国家の最も重要な任務であります。これがために日本も非常に苦しい予算の中から生活保護法といふものをやり、社会保障法も幾分やつておりますが、さらに團結権、争議権を保障しまして、労働者の向上をはかつてゐることは御承知の通りであります。しかしながらそれと一般の公益との調和といふことは非常にむづかしいので、一般公益を害してまでも労働者の権利を伸張する手段としての争議は、やはりある程度の制限を受けなければならぬのではないかと。これは世界を通じて認められた原則の一致であると思ひます。第二の政治ストの問題につきましては、これははつきり申しましたやうに、明白なる争議権の濫用であると思ひます。労働者の政治上の要求といふものは政党を通じて、もしくはその他の方法によつてやることは必要でありますけれども、労働争議という非常に強力なものをもつて労働者の政治的な思想を行使しようとしてはならない。労働争議といふのは、とにかく大きな組合を一つに結集すれば、日本中をまづ暗にするやうな、日本の産業に致命的な障害を與える。こういう権力を無

制限に振いますならば、いかに吉田内閣が国民多数の意思を代表してゐるものでありましても、屈服せざるを得ない。もし現行の労働法がそのままに行われまして、そうして司令部がなくなつた後におきまして労働者が團結しなすならば、政府は労働組合のために心にもない法律をつくつたり、あるいはその意思に反して予算を出したり、あるいは出したい法律も出さなかつたりしなければならぬだらうと思ひます。かくのごとく少数の労働組合が、民主的にできた内閣、議會といふものを曲げるといふことは、やるべきことではない、こういうふうな争議権は使われてはならない。争議権は労働者の経済生活を向上する場合にのみ使われるべきである。これが私の結論でございます。もし時間がございましたら、幾らでも御説を拜聴してお答え申し上げます。今日はこの程度で……。

○田島委員長 中原君、時間も大分過ぎましたから、簡単に願ひます。

○中原委員 それではあと一点だけ簡単にやります。

ただいまのお言葉で申し上げたいと思ひますが、なるほどそうです。しかし労働者がたとへばそういう政治的的關係のある問題、しかも自分の経済的な生活と結びついた關係において発言ないし行動いたします場合には、それは議會を絶対に否定してはおられないのです。そういう議會外の人間が議會の中に、政黨に反映するといふことを期待して、労働者は議會の外でやつてゐるわけですから。議會の外のもの／＼の動きは、必ずしも労働者だけではないと思ひます。たとえばこちらに日経連の笑浦さんがおられますが、日経連におきまし

て、労働者の最低生活を保障するといふことは、近代国家の最も重要な任務であります。これがために日本も非常に苦しい予算の中から生活保護法といふものをやり、社会保障法も幾分やつておりますが、さらに團結権、争議権を保障しまして、労働者の向上をはかつてゐることは御承知の通りであります。しかしながらそれと一般の公益との調和といふことは非常にむづかしいので、一般公益を害してまでも労働者の権利を伸張する手段としての争議は、やはりある程度の制限を受けなければならぬのではないかと。これは世界を通じて認められた原則の一致であると思ひます。第二の政治ストの問題につきましては、これははつきり申しましたやうに、明白なる争議権の濫用であると思ひます。労働者の政治上の要求といふものは政党を通じて、もしくはその他の方法によつてやることは必要でありますけれども、労働争議という非常に強力なものをもつて労働者の政治的な思想を行使しようとしてはならない。労働争議といふのは、とにかく大きな組合を一つに結集すれば、日本中をまづ暗にするやうな、日本の産業に致命的な障害を與える。こういう権力を無

ても議會を牽制なさるようなことはあると思ひます。議會外の大衆が動くにしても、よき法律を制定するために行動するのであります。従つて労働者が議會を否定するといふより、むしろ議會を激勵するために大衆行動をいたしたのであります。私はその点につきましては、そう信じます。一言これに関連して野村先生の意見を伺ひまして、私の質問を終わります。

○野村公述人 一般にあるストライキを政治ストと云うかどうかといふことは、たいへんむづかしいことだと思ひます。ただごく社会的な現象として言つた場合に、一定の政策を推進するための方法としてストライキをとる。あるいはそれによつて政府をして決意せしめてやるということをして、広い意味で政治ストと呼ぶのだといふことも、確かに今やられてゐるやうなものは、一面からいつて政治ストの性格を持つてゐるということが言へると思ひます。と同時に、労働者のストライキ権とかあるいは団体交渉権とかいふものを基本的に認めるか認めないかといふことについて議論してゐるのだとするならば、それはまた今の政策推進といふことと、個々の使用者に対して要求を出してゐるものとのちよと中間を結ぶやうな、つまり基本的な使用者に対する要求を取結ぶやうな要求をそれ自体の中に持つてゐるものではないといふに考へることが出来るわけでございます。ですからこれによつて政府を牽制し、政權を奪取するといふやうな性格のものか、それから続きましては、労働者が使用者と対等な立場において交渉するための基本的條件をつくるのだといふところに至るまで、非常

に幅の広いものがあるのではないかと。そこで、政治ストであるからすぐにイコールこれは違法であるのだといふやうに考へるというところは、これは私としてはとりません。それでは政治ストといふものが、かりに違法だと考へる基礎がどこにあるのかとすると、それは先ほども議論されたやうに、議會制度そのものを否定して行くことだと思ひます。つまり憲法の基本的な精神を否定するやうな行動を、憲法の中の權利として認めてゐるはずはないといふところになるのではないかと云う。ですから問題は、むしろ大きく言つて、すべての政策は憲法の基本的人權を尊重するやうな角度において取上げられるといふことが大切なことなのだ。そこでもしそういうことに抵触するやうな形で無理な政策が推し進められるといふやうな場合において争議が起つたといふことになりますと、一概にこれをもつて違法であるとかいふことを言ひ得ないものがあるのじやないかといふことが一点。それからもう一つ、労働者の行動は、示威行動としてかなり自由な行動が許されなくてはならない。もちろん経営の中におきまして、いつでも経営を放棄することがいかにどうかといふことは、経営者と労働者との間の關係として考へられるわけでありましかれども、ある労働者が自分として一つの政策を実行してもらいたいといふので、頭の上にプラカードを掲げて、そうして議會のところに歩いて来るためにその日会社を休んだといふ行動は、今の世の中としては、それではこれは犯罪になるだらうかといふと、犯罪にならないと思ひます。たとえば広告の仕方とかあるいはデモのや

り方といふことについての取締り規定に違反するといふことがあれば格別、そうでなければ、会社を休んで議會へ来たといふことが違法になるかといふと、これは必ずしも違法にならないと思ひます。そこで、刑事上の責任として罰するといふやうなストライキは、一体どういふ程度に達したらなるだらうかといふことになるかと、これはもつといふろいろな條件があるのではないかと。だから、みなぎ休んで議會へ出かけようじやないかといふ形で、議會へ押しかけて来られたといふときに、公安條例に基くところのたとえば届出等が済んでおるならば、これは違法じやないといふやうなことになるつてしまふのじやないかと思ひます。そういう意味で、団体行動の中に通常社会的に考へられる程度の政治活動の自由といふものが組合員の立場において保障されるといふことはあり得るわけですが、ただそれがはなはだしく通常の議會制度その他の趣旨を否定するやうな形において行われた場合だけは、これはやはり違法なものとして、それに基づくところの刑罰の構成要件に該当する場合は刑罰にかけられるであらうと思ひます。あるいは民事責任等を生ずるといふ場合もあり得るといふふうに私は考へておるのです。

○青野委員 時間がありませんから、要点だけ簡単に二、三點質問したいと思ひます。北岡教授にお尋ねしたい。先ほど委員の質問に対しての御答弁の中に「もございましたし、公述なさいました中にもあつたと思ひますが、北岡さんには現状を見て、戦前にすべてが復活することを國民は非常に不安に思つてい

る、國際的に見て、政府が戦前からの權力の濫用のためにたいへん信用がない。従つて國際労働條約といつたやうなものをつくる方向に持つて行つたらどうか。私は國際労働條約を締結して、國際的に労働者の保護、労働關係に対する規制をするには賛成であります。しかし、一番先に言われた、すべて戦前に復帰して行こうとするのに対して國民は非常な不安を持つてゐる」といふことは、大体どこが根據になつてそういうお言葉が出たか、私はインドの新聞を直接見たものではございませんが、やはり日本でも有力な新聞に先月の十八日に出ておつたと記憶しておりますが、インドの新聞でデーリー・エクスプレスという新聞がありま

す。その四月十八日の社説に、さか立ちしている日本という題目で、大體かういふことを書いてある。日本のしいられたデモクラシーはよく皮がはげて、ほとんどすべて戦前に逆もどし、万歳という掛声が復活し、財閥も元の生氣をとりもととして来た。これではもはや日本も平和を愛するデモクラシーの国であると信ずるわけに行かない。社説の中を一貫して流れておるものは、インドのこの新聞を通じて、日本に大きな不信の言葉が投げかけられた。そうすると北岡さんは、戦前に復帰するといふことは、あるいは再軍備は反対だ、あるいは徴兵令は反対だ、國外出兵は反対だ、安保條約に基く行政協定は一方的であるから反対だといふやうに、労働組合、革新的な政黨を中心とした國民的な輿論がまき起つたところの現状を見て、そういうお考えのもとにあつたお言葉が出たか、これをひとつ伺ひたいと思ひます。

○北岡公述人 ただいま私の言葉を誤解されたと思つております。私は、戦後の日本が戦前の日本に復帰するなどは毛頭考へていない。ずっと戦前よりは個人の自由を尊重し、民主的な政府であつて、これは動かないと私はかく信じておるのですけれども、日本の知識階級及び外國人はそうは思わない。その理由は、戦前における政府の職權濫用、自由抑圧的な制度があまりにもはなはだしかった。それがなおわれわれ知識人の記憶から去らないものですから、そういう危惧を抱いておる、私はこう見ておるのです。今あげられましたインドの新聞記事、この記事は、アメリカの新聞でも見ますし、イギリスの新聞でも見るのです。だから私は、これは日本政府が戦後ほんとうに民主化し、自由を尊重するやうになつたにかかわらず、世界の人はこれを信用しないのだと思ひます。また日本の知識人、文化人とか新聞記者とか、學者連中が信用しないのだから、これを信用せしめるために國際労働條約に――國際労働條約といつて中原さんあるいは青野さんに今講釈しては、はなはだ恐縮であります。現に日本は最近國際労働機關に入りまして、國際労働條約といふものが日本の食膳に載せられてゐる。これを批准しさえすれば、日本は内外に對しまして、これ以上は日本はバックはしませんといふことを保証することになるのです。その労働條約を批准して、そうして今申しましたやうな、今日やつておるこの労働立法をしますならば、日本の知識人並びに外國人の日本に對する危惧といふものはおおむね解消するだらう、こ

うような私の考えでございます。

○青野委員 重ねてお尋ねいたします。北岡先生のお考えになつておりますことは大体わかつて来たようでございますが、私も中原委員と同じように、久しぶりに珍しいお話を聞いて実には驚いておるのでございますが、それはさておきまして、去年の第十二回臨時国会において、外務委員会を通じて国際的な労働機関であるILOに加入の決議をいたされたのです。日本も民主国家として、一生懸命で国際的な一つの労働基準を立てるについて、あなたはどのような構想を持たれておるか。これをひとつ要点だけでけっこうです、お聞きしたい。

○北岡公述人 私の持論としては、日本は諸外国よりむしろ一歩進めて国際労働規約を批准した方がよいと思うのです。その点におきまして政府並びに国会がILOに加入せられることは私は大賛成であります。それはアメリカやイギリスでありますれば、いわば信用がある。だから国際労働規約などを批准しなくても、アメリカがそうひどいことをするとは思わない。実はアメリカも黒人などにはずいぶんひどいこととしておられるのですが、世界の人はあまりそうは思わない。ところが日本ですと相当やつておりまして、どうも日本というものは信用がないので、何かやりますとすぐそれに対して疑惑の目をもつて見られる。そこで日本は英米仏等より一歩先んじて国際労働規約を批准して、外国の信用を得た方が、日本としてはいい／＼な意味において利益であるという持論であります。

○青野委員 重ねてお尋ねいたしま

す。先ほど公述なさいましたときに、私の聞き誤りがあるかも知れませんが、趣旨としては、アメリカによつて與えられた民主主義の中に含まれておる労働三法であり、憲法である、そういうふうな聞いておるのであります。従つて先月の二十八日でしたか、平和條約が発効いたしました後に、占領政策にかわるべきい／＼な方策が必要であると同時に、やはり労働三法にしてもその通りであつて、日本の現狀に即応して一応再検討するのが当然である。また争議権をある程度制限することも大体しかたがないのではないかと、こゝういふお話の趣意に聞きまして、御承知のように、これは與えられた憲法ではありまして、憲法の二十八條には団結権、団体交渉権、争議権の保障があります。しかもこの労働者の三権の保障の基礎になるものは、二十五條の健康にして文化的な最低生活をすることの保障、これが基礎になつて初めて二十八條が生きてるのであります。資本家と労働者の闘い——最低限の生活を守るために、日本の労働運動は、やはり時の権力を持つものと結びついた強大な財閥、大産業の経営者と対立して来ましたが、敗戦までは十分な労働組合というものは法によつては保障されておりました。従つて一部の学者は別であります、大体今の法曹界にしても、学者にしても、今私が申し上げたようなことを土台にいたしまして、労働者に対する労働三権は、住居不可侵、財産権など国民の基本的権利と並んで、これは侵すことのできないものであると考へている。それが三百二十五号の政令であるとか、マツ

策のために、占領中ということが大体的で、争議権をとられ、団体交渉権をとられた。この機会にほんとうの独立日本の平和をこいねがうならば、こゝういつた日本の労働組合の大きな一つの連合体がまづ正面から反対して、先月の十二日、十八日、そうしてたま近いうちに第三波のストが行われるという強い反対の態度を鮮明にしておるのに対して、それが政治的の性格を帯びたストでありまして、労働組合を守り、労働者自身の生活を自分の力で守ろうとするこの行き方に対して、簡単に政治的の性格を持つておるストだからいけない。それは民主的な行き方ではないといふ言葉だけでは、簡単に片づけられぬのではないかと、従つて戦後の今の状態を見ますと、労働組合はさういふように占領政策のもとに幾多の制約を受けた。憲法によつて労働三権が保障されながら、これは有名無実だ。公共企業体労働関係法がつくられたが、実際の面においては公労法の三十五條と十六條によつて制約を受けておる。これは永岡君が説明した通りである。一面においては教育界、財界、政界、言論界といったようなところにおいて、陸海軍の旧軍人を初めとして、国民を戦争にかり立てた戦犯と言われた諸君、追放を受けた諸君は、無條件でどんな／＼復讐しておる。労働者だけが何のために置去りを食らひ、なおかつ団体活動に制約を受けなければならぬか。目黒の駅前に行つてみると、再軍備しろといつて演説をする者は一切警察は干渉しない。再軍備は反対だといつて、祖国の防衛のために純真な青年がやつておるものは、いきなり禁止する。場所も貸さない。こゝういふ実例を

対照して行くと、この際こそ労働三権の復活を企図すべきであると考えられるのであります。さういふ考え方ももとに立つておるときにおいて、北岡先生の御話は、今の國情に即して労働組合に対する争議権をある程度制限しなければならぬといふようなお考えのもとに御発言があつたように記憶いたしますが、さういふ考え方を私も十二、三年聞いたことがございませんでした。それで今の國情を、目をふれば別ですが、生きて動いておる日本の現実性に目をつけると、あまりにも一つの権力によつての差別がはなはだしいと私は思ふのです。どういふ根拠に立つて労働組合の争議権に対して、ある程度の制限はやむを得ないとおしやつたか、私は權威ある学者としての北岡先生に対して、率直な御答弁をお願いしたい。

○北岡公述人 大分御意見は多岐にわたりましたが、ごく率直に労働法に關係する部分を申しますと、憲法の二十八條は勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利であります。これは言葉では十分現われていないかも知れませんが、事業主と団体交渉をして経済的にその地位を向上する権利でございまして、ストをやつて国民の足を塞つたり、日本全国をまづ暗にしたり、石炭をなくしたりして議會を動かす権利ではないと私は思つておる。その他公益の必要に依つてこゝういふ権利を制限しなければならぬといふことは、憲法上当然のことでありまして、今ここで憲法論をやるといふもございませませんが、これはおそらく、程度方法につきましては議論もありましようが、公益の必要上こゝういふ労働に関する権利、団結権、団体交渉権といふものの制限を受けるというその根本的原理に關しましては、憲法学者のだれも異議はないだらうと思うのであります。

○青野委員 私はもう議論にわたりますから、この程度で北岡さんに対する質問を終りたいと思ひますが、でき得べくんば國際情勢を正視して、われわれをして誤らしめないようなお話を將來もひとつしていただきたいことを心から熱望しておきます。

經団連の代表者であります箕浦さんに一、二点お伺ひしたいと思ひます。こゝとは、今の労働基準法は、御承知の通り日本人の手ではどうすることもできませんでした。露骨に言つてむしろアメリカから與えられたものでございまして、その國際的に認められた高度の労働基準法に、今の日本の経営者はそれに耐え得ない。特に中小企業においてはそれ以上である。従つて最後でございまして、十人以下の工員を使つてゐる所は特に除外例を設けたらどうかといつたようなお話でございまして、私は労働委員会を三年してございまして、いろ／＼な關係で各省をまわつてみますと、全国の労働基準局長、地方の労働基準監督署長から、手のまわらぬような五人か三人の人員に制限して、予算を極度に縮小し、労働基準法を中心にしてその違反事項を摘発せよとか、工場の管理をやれとか言つたつて、事実上できませんという不平を一番言われる。どこにまわりましても、予算を上げてくれ、人員を増加してくれといふ意見であり、一人でもじめに事業場を一監督署員がまわると、三年半ないし四年かかるという説明を

各所で聞きます。このように労働基準法は国際的に高度の法律でございまして、実際は人手が足りないのと予算が少いので身動きがでない。国家機関でも相当労働基準法違反をやつております。特に繊維産業あたりは、最近は一箇月くらい短期契約で、明らかに労働基準法違反をやつてゐるけれども、摘発ができない。そういうことに事実上、基準法はあつても実際は経営者が非常な愚鈍に陥つてゐるということ、私どもは事実によつて知つております。日本の産業は何といつても労働者の熱意と努力です。それを法律で縛りつけることは、いろ／＼な條件をあげられ、御意見は出されても、労働者に対するあたたい同情あるいはそれらの諸君の労働力に対する認識の点において、私どもと大分開きがあると思うのでありますが、こういう点について、労働基準法は今のままでいいから、やはり法文の上で相当大幅に制限をして、あるいは中小企業に対してはそこを除外例を設けるということ、ずつと続けて行かれるお気持ちであるか、これは非常に重大な問題と思ひますから、むしろあなた個人というよりも、日経連を代表しての立場から、ひとつお聞かせ願つておきたいと思ひます。

○箕浦公通人 中小企業に対して労働基準法適用云々というのを私は申し上げましたが、これは日経連を代表してということになりますと、私の立場が非常にむづかしくなりますが、一応私の意見としてお聞き取り願ひたいと思ひますのは、今仰せになりましたように、中小企業においては産業の基礎

が非常に脆弱でございまして、対労働者との関係におきましては、十分に労働者の個人的権利を尊重し、その立場を尊重いたしまして、設備その他においてこまかに規定されたところまで経済力の及ばないところがある。そういうものに対してまで一々やらせまうと、今の日本の金融機関でもどうしてそれは納得のできない線が出ますので、そういう意味を込めまして、これは労働者の犠牲において云々という意味ではなく、そういうように総括的に見て何らかの措置を講じてほしい、こういうことを申し上げたわけであり

○青野委員 最後に一点箕浦さんにお尋ねを申し上げまして、私の質問を打ち切りたいと思ひます。それはこの法案に直接関係ないかも知れませんが、何と申しまして日本の重要経営者の団体を代表しておいでになりましたので、ぜひ承つておきたいと思ひます。これは、いわゆる財閥を解体し、財閥の勢力を分散するという目的で、財閥同族支配力排除法が、向うさんからの強い要請によつてつくられたと記憶しておりますが、この財閥同族支配力排除法を廃止する法律が昨年臨時国会で通過いたしました。もちろん私も反対でございまして、これは裏返しにいたしますと、財閥をつくる、もつと強い財閥をこしらへさせて、そこへアメリカの近代兵器、軍需資材を注文する。根拠の薄弱な日本の産業資本に対して投資するわけに行かないから、高度の設備資材を要求するためにも、財的の基礎を築き上げるためにも相当の援助もするが、復活することやむを得ない。こういう考え方のもとにそういう法案

が廃止されたと思ひます。そこで朝鮮問題を中心にして今のままで参りますと、私どもは戦争反対である、再軍備は反対である、もちろん国外出兵も反対です。徴兵令をつくつて若い諸君に銃を持たせて戦争にかり立てることに反対だ、そういう立場に立つて見ると、なるほどあなたとの関係する幾多の資本家の諸君は、外国からの注文を設備を拡大して労働者をたくさん動員してやれる間はいいが、一たび何らかの反動で軍需産業がぱた／＼行つたときに、はたしてこういうような労働三法で措置ができるかどうか、私どもに言わせれば、これは改正案とは認められませんか。かなり制約を受けて来る問題でございまして、そういう場合に直面することが必ずあります。戦争があれば必ず終りがある、そして相当に日本は被害を受ける。そういうことを考えるときに、労働者を使うだけ使う、文句を言わせないようにそこそこも法案でもつて縛りつける、団体行動に文句があれば破壊活動防止法でひつかける。ストライキも禁止する、デモは取締つて行くといううな行き方のも

とに日経連としては労働者諸君をかかえて、日本の近代産業、特に兵器を製造する面において一たびつまずいたときには、どういうようにしようという具体的な腹を持つていかつておられるか。日本は外国の植民地ではない、われ／＼は不当な国があれば、樺太も千島もどせと要求します。信託統治の小笠原、奄美大島もどせと要求します。祖国を守るためにこそ私どもは日本人の立場からこういう主張をしております。各政党とは意見が違ひしてても、日本人なるがゆゑに日本を防衛

する、戦争の危機を食いとめる、こういう立場に立つております。日経連は日本の将来に大きな役割をする、そういう立場から、今私が申しました点について、具体的にどういうお考えを持つておられますか。ただ政府を擁護して、自分たちの都合のいいことだけを陰から話合つて改悪して行く、そして公述に参りますと、いやそうではな

い、政治ストはいけないのだといったような、とにかく一方的な見解では、労働者はすなわち行かれぬではないか、そのためにいろ／＼大きな争議が将来も起り、また今までもありました。そして院外における団体活動も熾烈に展開されて来ることを私どもは予想しております。そういう点についてののお考え方を、最後に承りたいと思ひます。

○島田委員長 お答えなさいます。お答えはないようであります。○前田委員 箕浦さんに最初お聞きしたいと思ひます。先ほどから、たびたび委員の質問があり、公述のときに申されたと思ひますが、労使はあくまで対等の立場で行かなければならぬ。産業平和の見地に立つて物事を処さなければならぬという観点でお答えになつておられますが、緊急調整のような方法を講ぜられまうと、事実上スト権が剝奪される結果になります。さういふ点について来た場合の労使が、まづたいく等の立場で労使関係の調節あるいは問題の処理ができるかどうか、私は非常に怪しんでおりますが、大事なところでありまうから、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

を処理する場合にも、今の労働委員の組織とかその他の活用いかんかと思ひのであります。これが非常に間違つた方向に動きまう場合には、今おつしやつたような事態は起りますが、これが正常の方向に活動が続けて行く場合には弊害がないと思ひます。決してスト権の不法弾圧ということとは起らないと考へております。

○前田委員 私はもしこの緊急調整の命令が労働大臣から発せられまうと、事実上五十日間ストをやれないということになるのです。そういたしますと、使用者の立場から行くと、事実上やれないという非常に有利な立場に立つて、労使問題の交渉に当る、団交に当るといふ結果になるわけですね。先ほど前委員の質問に対してあなたも立ち直らなければならぬということ強く言つておられましたが、この間の私鉄の争議の例を見ますと、これは一つの有力な事実ですが、半日電車がとまつたということによつて、二十割ないし三十割の賃上げ問題が解決がついておるのです。半日電車がとまつたことによつて、二十割ないし三十割の解決がつくものなら、なぜ半日のスト直前までに解決がつかないかということ。私は、ストをやらなければ問題は片付かないというところにかへひきがあると思ひます。要するに団交がほんとうに誠意を盡されていらないという問題があるわけですね。この事例に徴して、経営者団体としてどうお考えになりますか。ほんとうに経営者団体が、譲れる線まではあくまで譲るといふ、平和的に問題を処理するという誠心誠意の交渉が続けられまうならば、スト直前

○箕浦公述人　今の争議は停止になりまして、それは一定の期間がございますから、その点でストがない前の状態とは非常に違ふと思うのであります。

もう一つ、今お話になりました私鉄の問題でありますが、個々の企業についての争議並びにその争議の解決につきては、いろいろ事態がございまして、今の場合には、実例として私存じ上げないものでありますけれども、必ずしもストをしたから解決したのであるのか、あるいは解決すべき状況であつたときにストをしたのか、それはわからぬと思います。現在の経営者の中には、必ずしもストをしたからある程度まで解決する、せざればいつまでもが、んばるといふような頑迷な経営者は、私の知り得る範囲ではそうないと思ひます。それで日経連といたしましては、個々の争議につきては、ああせし、こうせしといふ指令がましいことではない、こうせしといふ指令がましいことは今まで一向いたしてもおりませんし、そういうふうなことをすべき団体でもないであります。私の考えといひ

○前田(種)委員 私は、労働組合がスト権を持つて、そして問題を未然に防止するという対等な立場が、名実ともに行われるという状態にならなければならぬと思います。もし一方にスト権がないという場合には、どうしても相手方が強くなるということです。この点から常識だと考えるのです。この点から

ら、今の緊急調整の問題も、もしこれがこのまま通過いたしますと、この前の三十日の冷却期間と同じように、早くそこまで持つて行つて、そして労働大臣に発令をせしめて、五十日経過して、それで実際の権利を獲得するという方向に悪用されることは、火を見るよりも明らかな状況になつて参ります。だからかようなものには実際の効力を発することができないのではないかと、ということにすら考えられるわけですから。そこで私は、北岡先生にちよつとその点に関連して伺いたい。先ほどから公益を害するようなゼネスト等は禁止されなければならないことを言つておられました。が、今の私鉄のストの例をとつてみました場合に、ある程度の団体交渉は済んでおつた会社ももちろんであります。が、私鉄の企業家団体と私鉄総連合との間で全国的にあの交渉が行き詰つてストに入り、早いところは二、三時間、あるいは半日、日、おそいところでは三日、四日かか

○北岡公述人 どうもむずかしい質問をせられるもので、争いの場合にどちらが悪かったかというのを、外見的に申し上げることは不可能だと思いますが、私は二点だけを特に強調しておきたいのであります。本来からいえば、労働者は争議をする、雇い主はこれに

來の態度です。そうすれば労働者は弱
いから爭議をしてよいが、公益を害す
るような場合においては、その爭議権
を抑えてもそんなに不公平なものでは
なからうと思う。いわんやその間にお
いてもほつておくのではなくて、政府
は中央労働委員会とか、調停委員会に
調査させたり、調停させたり、仲裁さ
せたりするのであります。それらの委
員会は、決して事業主の利益をはかる
のでもなければ労働者の利益をはかる
のでもなく、両者に中正な解決案を立
すことを前提にしておりますから、こ
れだけのことをもつてこの法律が片手
落ちであるということを言うのはどう
かと思ひます。それからまたこれがな
まぐ行くかどうかにつきましては、私
は自信がないのであります。うまぐ行
かなかつたらまたやり直す以外に方
がないのであります。

○前田(種)委員　公益を害する場合
は、結局スト禁止をしなければなら

ちらが無理をしておるかに関し、双方に對して政府が強い線を出し得るだけの権限がありますならば、これは非常措置として考えなければならぬ場合もあります、そういう点等は考えられずに、緊急調整の意味においてストだ

けをやらざるやうにしよう」といふこのやり方も、これはもちろん強い政治ストを中心にするストならい／＼議論もありましようが、まったく経済的な問題でストに入らうという場合にすらやれないことになりますと、使用者をして非常に強い方向に持つて行くくらいが多分にあるのでありますから、その点が十分考えられなければならぬとわれ／＼は考えるわけであります。

最後に北岡先生と野村先生の意見を端的にお聞きしたいと思います。今日民主団体、労働組合、言論界等が、国会で審議されておる各労働関係法案に対して、反対的な態度をとつておられますものよつてもつて来るところは、みなものが総合されてそういう法律は困る、一つは破防法であり、一つは警察制度の改正の問題であり、一つはデモ行進の

が、全体を流れておるものは、そういうものが総合されて来るといふことを考えなければならぬと思ひます。これに対する諸外国のいろいろな批評は、日本の実情を知らない点もあるかも知れませんが、独立後は、やがて普通法律的に言われておられる

て日本の労働立法は相当改悪されるのではないかというような目で、相当批判されております。またこれが陰に陽に日本の独立後の信用の問題、あるいは今後の経済活動の上においても、かわつた面で相当制約される節があるわけです。そういう国際的にも非常に大事なときに、労働三法の改正を今日出されております。この中の地方公企労法の問題は政令にかわるべき法律案でありますから、同じ労働三法の中といつても別であります。労働三法の中心基準法の改正の問題、労調法を中心とした問題等は、現行法とそうかわりはないから、独立後二、三年日本の経済的再建と国際的關係をにらみ合せて十分検討した後に、議会で審議をして改正するかどうかということでも遅く

はない。今日のような国際情勢のもとにおいて、非常に半信半疑の目で見られておる最中に、独立直後待つてまじたというような調子で、こういう改正案を出されることは、かえつて当を得た政策ではない。今これだけのものを改正しなければ、今日の日本の労使関係を調節するには非常な都合が生ずるというのであれば別であります。私は現行法でも決して不都合は生じないと思ひます。特に基準法の場合の坑内労働や、あるいは女子の特殊問題にいたしても、こころ、二年延ばしたからといって、どれだけ日本の経済に影響するか、大したことではないと思ひます。むしろ諸外国に與える印象が非常に悪い最中にこういうものを出さなければならぬという政府の処置が、私をして言わしめますと、はなはだ遺憾だと考えます。両先生は、今申し上げました基本的な労働立法の改正を、こころ急いでやる必要があるか、もう二、三年独立後の情勢と世界情勢をにらみ合せても遅くはないというふうな見解を持つておられるか。その御見解のほどを承つておきたいと思ひます。

○野村公述人 私は労働法の改正は今やらなければならぬ点はあると思ひます。それは占領政策上抑制されてゐた部分があるわけですが、たとえば現業公務員等の問題あるいは公共企業体労働者等の問題として、考えなければならぬ問題があると思ひます。これはあまり長くはつて置くべきではなくて、適當な位置にこれを納めるために考慮することが、ぜひ必要な問題であるというふうに考えております。その他の問題につきましては、技術的にも

非常に小さい問題なのであります。それからまた緊急調整などという制度を、ぜひここでやらなければならぬものではない、またこういうような制度によつてはたして実効が上るかという、これもどうも上らないような国際的経験もあるのだというふうな意味で、もつと検討してしかるべきものがあると考えております。

○北岡公述人 御質問の点がたいへん多岐にわたりましたが、まず、破防法とか労働法とかを一体といたしまして、現内閣のやつたことに対する知識人、言論人の不満という点につきましては、法規の濫用を押える点からの不安だらうと思ひます。あの破防法に對しても、法文にもはつきり書いてございますし、また大臣も繰返し説明しておるのでございます。あれは決して学問の自由を侵害するものでもなければ、労働運動を制限するものでもありません。だからその言葉通り、文字通りに信用するならば、あの法律の直接対象になつてゐる者は反對するかもしれないが、知識人や言論人、学者等が反對する理由はないのですけれども、これは政府に對する不信である。むしろ一種の猜疑、危惧の念から反對するのだと私は思つてゐる。だから單に法文で書いた、大臣が言うかわりに、實際的に約束することによつて内外に信用を獲得されるだらうと思ふのが第一点であります。

第二点は、占領直後こういう法律を早急に改正する必要があるかという点ですが、私はあると思ふ。今までは占領軍というオールマイティが持つて、これは憲法以上の権力でございま

すから、たとえば二一ストでも、これでストップとやればほんととまつてしまふ。こういう大きなオールマイティがあつたから、法律がどんなに不備であつてもよかつたのです。ところがそれにかわるものがないのですから、せめて緊急調整というものでもつくつたらどうか。またそういう大きな問題でないのですが、基準法といつたようなこういう小さいものについて、なぜするかということでございますが、これはもつと／＼な問題があつて審議したけれども、これだけの問題については労使双方に意見がないというふうなきまつたのだから、それで出したのだらうと思ふ。私は今日多くの法律において、場合によつては資本家の意見を押えて労働者の意見を採用し、労働者の意見を押えて資本家の意見を採用する。両方の意見を押える／＼な場合もありましようが、労使双方から賛成したものについては、政府はこぼむ理由はない。これはできたものから／＼と改正して行つたらいいだらうと私は思ひます。

○島田委員長 本日の公聴会はこの程度にとどめて、次会の公聴会は明二十日午前十時より開会いたします。公述人には長時間御苦勞さまでした。本日はこれにて散会いたします。午後五時三十八分散会

昭和二十七年五月三十一日印刷

昭和二十七年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁